

第6次別海町総合計画

ともにつくる べっかい創造プラン

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

基本計画



別海町

第6次別海町総合計画

ともにつくる べっかい創造プラン

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

基本計画



別海町

目次

基本計画

第1章 活力ある産業のまち	2
第1節 農業の振興	2
第2節 林業の振興	8
第3節 水産業の振興	11
第4節 観光の振興	14
第5節 商業の振興	17
第6節 工業の振興	19
第7節 雇用・勤労者対策	21
第2章 自然と共生するまち	23
第1節 環境・エネルギー先進自治体の形成	23
第2節 ごみ処理等循環型社会の形成	27
第3節 公園の整備と緑化の推進	30
第3章 健やかに暮らせる福祉のまち	32
第1節 健康づくりの推進	32
第2節 医療体制の充実	36
第3節 地域福祉の充実	38
第4節 子育て支援の充実	41
第5節 障がい者支援施策の充実	44
第6節 高齢者施策の充実	47
第7節 社会保障の充実	50
第4章 人を育てる学びのまち	53
第1節 社会教育の推進	53
第2節 学校教育の充実	57
第3節 青少年の健全育成	61
第4節 地域文化の振興	64
第5節 スポーツの振興	68
第6節 交流時代への対応	71

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

目次

第5章 快適で安全なまち	73
第1節 市街地整備と景観形成	73
第2節 住宅・宅地の整備	76
第3節 道路・交通網の整備	78
第4節 水道の整備	81
第5節 下水処理施設の整備	83
第6節 地域情報化の推進	85
第7節 消防・救急体制の充実	88
第8節 防災対策の推進	91
第9節 交通安全の推進	94
第10節 防犯対策の推進	96
第11節 消費者保護の充実	98
第6章 参画と協働でつくるまち	100
第1節 住民参画のまちづくり	100
第2節 コミュニティ活動の促進	104
第3節 人権の尊重	107
第4節 男女共同参画社会の形成	109
第5節 北方領土対策の推進	111
第6節 時代に対応した自治体経営の推進	113
資料編	117

基本計画

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

第1節 農業の振興

□ 現状と課題

わが国の農業は、国際化の急速な進展のもと担い手の減少と高齢化、農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、飼料用穀物・生産資材の高騰など極めて厳しい状況にあります。また、WTO（世界貿易機関）* 及び日豪EPA* など重要農産物の貿易交渉の動向によっては、わが国の農業に打撃的な影響が与えられることが予測されています。さらに、消費者の「食」の安全への関心の高まりから消費者の信頼の確保も重要な課題となっています。

本町の農業は、冷涼な気候と広大な草資源と摩周湖の伏流水を水源とする豊富な水資源を生かした酪農が中心であり、昭和30年代のパイロットファーム*、昭和48年から昭和58年の新酪農村*の建設により、日本有数の大規模な酪農が展開される生乳生産量日本一の酪農・畜産のまちとなっています。

しかし、肥料・飼料・石油類などの高騰、牛乳消費の低迷、後継者問題や労働力不足、将来の不安や負債などにより、毎年離農や規模縮小農家が增加傾向にあるなど様々な課題もみられます。

今後は国際化や生乳需給の緩和など経営環境が変化する中で、安全・安心な農産物を求める消費者などのニーズや環境保全などに配慮しながら、創意と工夫を凝らし、地域の経営資源である自給飼料を最大限に活用した新たな営農技術の導入や経営の複合化や多角化を進める必要があります。

また、法人化や個別経営を支える多様な組織の育成などに取り組むとともに農地の遊休化や耕作放棄地の発生防止のため優良農地の確保と有効利用が求められています。

さらに、本町は国内有数の酪農専用地帯であることから、家畜排せつ物の処理について適正な管理を取進める必要があり、平成17年度に「別海町バイオマスタウン構想*」を策定し、家畜排せつ物を利用したバイオガスの利活用を国と共同研究で実証試験を行っています。

今後も地域産業と環境の調和のとれた持続的に発展可能な地域社会づくりをめざし、家畜ふん尿を主体としたバイオマス*の利活用を推進する必要があります。



WTO（世界貿易機関）：貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。

日豪EPA：日本とオーストラリア間のFTA（自由貿易協定）を柱とするEPA（経済連携協定）。

パイロットファーム（Pilot farm）：昭和30年から世界銀行の融資のもと、近代的な機械を使い、大規模な酪農専業経営の実現をめざしたもの。

正式名称「根釧機械開墾地区建設事業」。

新酪農村：昭和38年から昭和48年までに建設されたパイロットファームよりさらに大規模で近代的な酪農村。

バイオマスタウン構想：別海町の主幹産業である酪農に起因するバイオマス（家畜ふん尿）を効率的に利活用し（バイオガスの利用など）、環境保全型酪農の構築とエネルギー自給をめざす構想。（平成17年度公表）

バイオマス：家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

□ 施策の目的

日本一の酪農郷として、日本の食を支える農業の振興施策を総合的、計画的に推進するとともに、バイオマスを活用したエネルギー需給バランスの高いまちづくりをめざします。

□ 主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

農業振興地域整備計画に基づき、整備された優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、積極的な農用地利用調整活動や農地パトロールの推進を図ります。また、農道の整備や土地改良事業など土づくりの促進、排水池・排水路の整備など農業生産基盤の一層の充実を進めます。

(2) 多様な担い手の育成・確保と創造的な農業経営の展開

認定農業者の育成を基本に、農業後継者のみならず農業への強い意欲を持った新規参入者や農業生産法人など優れた経営感覚を有する多様な担い手の育成・確保を進めます。また、経営指導の強化や農地の流動化による利用集積などにより、多様な農業経営体の育成と農業経営体を支える酪農ヘルパー^{*}やコントラクター^{*}、TMRセンター^{*}などの組織の育成・強化などの取組みを進め、国際化などの経営環境の変化に柔軟に対応できる、生産性が高く低コストな経営体づくりをめざします。さらに、農業者年金への加入促進をはじめ、家族経営協定の推進及び指導・助言、農業生産法人化に関わる相談・助言など農家経営の安定化を支援します。

(3) 環境と調和する酪農・畜産の推進

集約放牧^{*}の導入など別海町の気象条件や自給飼料基盤である豊富な土地資源を最大限に生かせる自然循環機能を基本とした酪農・畜産を推進します。また、ふん尿堆肥の自己経営地での還元を基本としつつ、地域内での適正な処理と利用調整の仕組みにより環境と調和したクリーン農業^{*}の推進、臭気低減の取組活動など農村の環境保全に取り組みます。さらに、生産現場の衛生管理の徹底など生産環境を重視した生乳の生産体制づくりを進めます。

酪農ヘルパー：酪農家に代わって牛の世話をする仕事。

コントラクター：農作業の一部を代行して料金収入を得る組織。

TMR (Total Mixed Ration) センター：粗飼料と濃厚飼料を適切な割合に混合し、必要な養分を十分供給できるような飼料を調製する施設。

集約放牧：牧草地を小さく区切って放牧することにより、栄養価の高い短草状態で草地を利用すること。

クリーン農業：化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限に抑え、さらに総窒素施用量にも制約を設け、有機物施用などによる健康な土づくりを進める環境に配慮した農業。

(4) 消費者ニーズに応える安全・安心・良質な生産の推進

安全性の高いものを生産することを基本とする農業の原点に立ち返り、国民の健康や生命の維持に影響を及ぼす、大切な「食」を構成する牛乳・乳製品などの畜産物の安全・安心の確保に向けた生産者や農業団体などによる自主的な取組みの推進や普及啓発に努めます。

(5) 地域ブランドの確立

「べつかい」ブランドの確立に向け、安全・安心で消費者ニーズに沿った生産への取組みとともに、美しい農村景観の創造など高品質乳の生産拠点としてのイメージを高め、本町の畜産物の価値の向上と市場での優位性を確保します。

(6) 「食」を通じた消費と生産の関係強化と魅力ある情報の発信

本町で生産される酪農・畜産物への愛着や親近感を醸成する取組みや食育を通じて、町民の地域に根ざした「食」や「地域産業」への誇りを高め、理解を深めるとともに、町内外の消費者と生産者との結びつきの強化に向けた取組みを推進します。

(7) グリーンツーリズムなど都市と農村の交流の促進

観光産業や水産業（マリンツーリズム^{*}）とも連携しながら、グリーンツーリズム^{*}など別海町の優れた自然環境や農業生産とのふれあいを求める都市住民との交流活動を通じた本町の農業・農村へのサポーターづくりや農業・農村の持つ多面的な機能や公益的な役割への理解を深める取組みを進めます。

(8) バイオマスを活用したエネルギーの利活用

家畜ふん尿を主体としたバイオマスエネルギーの利活用に向け、地域産業と環境が調和したエネルギーの自給を図り低炭素社会^{*}の構築に向けた研究を進めます。

(9) 課題解決に向けた大学・研究機関との連携

大学・研究機関などとの連携により、酪農・畜産に関する情報蓄積や課題解決に向けた取組みを推進します。

マリンツーリズム：漁村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グリーンツーリズム：農村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
低炭素社会：温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出量を最小化する社会のこと。

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

□ 主要事業

農地・水・環境保全向上活動 推進事業	将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、 保全活動や農村の自然や景観などを守る地域共同活動を行います。
畜産担い手育成総合整備 事業	安定した畜産物供給体制を図り、十分な飼料基盤を確保するための 草地造成などを行います。
道営草地整備事業	良質な自給飼料を確保するため、草地整備を行います。
新規就農者対策事業	町内で意欲的に新規就農する農業者や規模拡大の目的で移転する農業 者に対し、費用の一部を助成します。
国営環境保全型かんがい 排水事業	水質浄化機能など多面的な機能を持つ農業用排水施設整備事業を 行い、農業生産性の向上を図るとともに環境保全型農業を推進します。
酪農研修事業	町内に新規就農しようとする若者に対し、酪農の知識、技術などの 習得を支援します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
農業生産額	億円	442.9	↗	↗
認定農業者	%	96	↗	↗
新規就農者数	人	6	20	40
女性農業士認定者数	人	39	64	89
北海道農業士、北海道指導農業士数	人	31	35	40
集約等放牧導入率	%	1.2	10.2	26.5
コントラクター数	団体	22	25	28
TMRセンター数	箇所	1	5	20
農地・水・環境保全向上活動推進事業 実施地区数	地区	1	2	3
草地整備面積	ha/年	2,243	3,000	3,000
畜舎排水処理施設設置農家率	%	4	30	60
家畜伝染病疾病率	%	0.1	0.08	0.06
別海ブランド高付加価値製品開発数	個	0	5	10
農用地利用集積計画	件	328	→	→
	ha	5,014	→	→
交換分合事業（累積件数）	件	90	93	95
“ （累積面積）	ha	86,839	88,639	89,939
農業者年金の加入者	人	634	690	740
	%	33	↗	↗
家族経営協定締結数	戸数	93	↗	↗
バイオマスエネルギー利活用導入数	事業体	1	↗	↗
グリーンツーリズムの体験施設数	戸	4	7	20

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健康やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

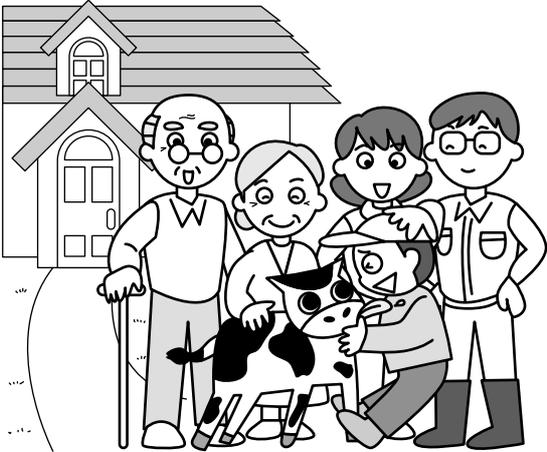
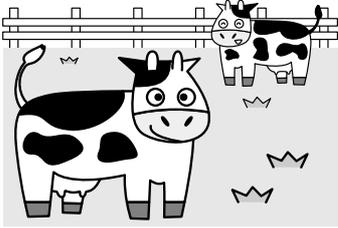
参画と協働でつくるまち

資料編

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<p>【農家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質が高く、安全な農産物を生産します。 ・消費者に対する農産物情報の提供に努めます。 ・環境を考慮した資源循環型農業を進めます。 ・酪農体験に協力します。 ・景観を考慮した畜舎内外の環境整備に心がけます。 ・次世代農業を担う後継者育成に努力します。 	<p>【農業事業者・農家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者を増やして、経営感覚に優れた担い手を育成します。 ・農業者の経営改善を指導します。 ・就農希望者に対する情報提供や支援に努めます。 ・生産性向上に向けた基盤整備に努めます。 ・安全な農産物づくりへの支援に努めます。 <p>【女性農業士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品などを利用した研修を行い、本町の酪農振興を推進します。 <p>【農業関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が利用しやすい土地利用に努めます。 ・資源循環型農業の取組みに対する支援に努めます。 ・環境保全型農業を進め、「環境にやさしい」を付加価値とした生産体制を構築します。 <p>【研修牧場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験型学習への利用に開放します。 

第2節 林業の振興

□ 現状と課題

森林は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など多面的機能を持っており、人々の生活に密接に結びついています。特に、国においては京都議定書^{*}における地球温暖化防止対策の達成に向けて、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備に取り組んでいます。

本町では、森林の多面的機能^{*}の発揮に向け、造林、間伐、野鼠駆除による森林の保全に努めており、その中でも、基幹産業である酪農及び漁業との関連が深く、農地保全の役割も果たす防風保安林については、植栽・保育・伐採更新まで一体的管理を実施しています。また、農地と隣接する河畔林の整備については、平成6年度より西別川などサケ・マス増殖の主要河川流域において、広葉樹を主体とした植栽により森林整備を実施し、河川環境の向上を図り、平成16年に魚つき保安林指定を受け森林の保全に努めています。こうした取組みにより環境問題に対する森林保全の重要性について、地域住民の理解・協力が深まりつつあり、自主的に環境保全活動に取り組む緑化団体が増えてきています。

今後も、森林が将来にわたって適正に管理され、水資源の供給、山地災害の防止、防風・防霧による農地保全などの機能が持続的に発揮されるよう、林業生産基盤の整備に努めるとともに、合理的・計画的な森林整備の促進、間伐材及び林地残材などの有効活用、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

□ 施策の目的

森林の持つ多面的機能の持続的発揮と森林吸収源対策^{*}に向け、保安林・河畔林の計画的な森林整備の促進と森林の保全・活用に努めます。



京都議定書：1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素など6種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のこと。

森林の持つ多面的機能：森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、木材の生産等の機能。

森林吸収源対策：森林を整備して二酸化炭素の吸収量を高めていく対策。（京都議定書におけるわが国の温室効果ガスの削減目標6%のうち3.8%は森林による吸収を目標としている）

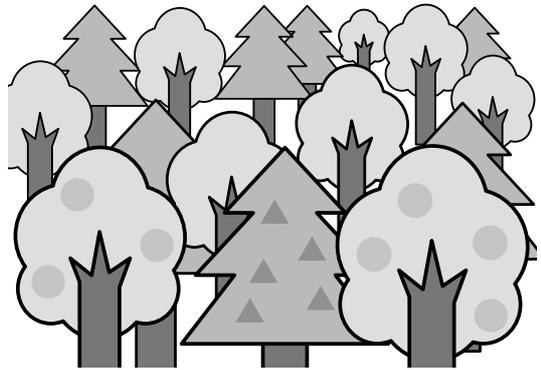
第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

□ 主要施策

(1) 森林の保全・育成と総合的利用

森林には水源のかん養や国土の保全、二酸化炭素の吸収など多様な機能があり、これら機能の持続的な発揮を図るため、造林・間伐などによる適切な森林整備を図り森林の育成に努めるとともに、森林と農水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、町民及び関係団体の意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成を進めます。また、森林の総合的な利用を促進するため、町民と森林のふれあいの場として整備されている「ふるさとの森」や「尾岱沼ふれあいキャンプ場」などの維持管理に努めます。さらに、教育・福祉・保健などの分野とも連携し、森林環境教育や健康づくりなどの森林利用を推進します。



(2) 林業生産基盤の保全・整備

森林の保全整備については一体的管理を実施します。特に、農地と隣接する河畔林の整備については、広葉樹を主体とした植栽により森林整備を実施し、河川環境の向上を図ります。

(3) 計画的な森林整備等の促進

関係機関と連携し、森林所有者の意識の高揚や民有林の造林・間伐を促進する助成事業を推進し、計画的な整備に努めます。また、間伐材・林地残材などの有効利用を図ります。

□ 主要事業

植樹活動の推進	地域住民参加による植樹祭を実施します。また、各種団体などが実施する植樹活動を支援します。
魚をはぐくむ森づくり対策事業	河川環境の保全を図るため、川岸に植林します。
21世紀北の森づくり推進事業	森林の持つ多面的機能の発揮に向け、民有林における植林事業に対して道と連携し、北国らしい多様な森づくりの推進を図ります。

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
町植樹祭植樹面積	ha	0.44	→	→
森林率	%	28.5	↗	↗
造林面積	ha	32	↗	↗
下刈面積	ha	184	↗	↗
間伐面積	ha	28	→	→
野鼠駆除面積	ha	687	→	→
皆伐面積	ha	13	→	→

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<p>【森林所有者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理の促進(植林、間伐など)を図ります。 ・森林の適正管理に努めます。 ・森林の保全・育成に努めます。 <p>【町民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹活動に積極的に参加します。 ・間伐を利用した木育に努めます。 	<p>【団体・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合は森林整備に努めます。 ・根室森づくりセンターは林業技術の普及・指導及び森林の活用促進などに努めます。 ・町内事業者は、植樹活動を支援します。



第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

第3節 水産業の振興

□ 現状と課題

わが国の水産業を取巻く環境は、漁業生産量と魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化の進行など厳しさを増しています。また、燃油の高騰などによる生産コストの増大、さらには環境問題や食品の安全性に対する関心の高まりに伴い、海域の水質保全をはじめとした漁場環境維持・保全への一層の取組みのほか、新しい食品衛生管理（HACCP^{*}）方式の導入をめざした対応など生産から加工・流通までを視野に入れた総合的な対策が必要となっています。

本町は、4つの漁港を有し、2つの漁業協同組合があり、秋サケ、ホタテ、ホッカイシマエビなどを中心とした沿岸漁業のほか、早くから増養殖事業に着手するなど資源管理型漁業の推進により、水揚げ量は比較的安定し、鮮度保持対策にも力を注ぎ価格の維持安定に努めています。また、漁協・漁業者など地域が一体となり、高品質化など付加価値対策に取り組んでおり、地場産品の特性を生かし消費者ニーズにあった製品開発を進めブランド化の確立を図っています。

しかしながら、魚価安、水産物輸入増加、燃油の高騰などの影響を受け漁家経営が圧迫されるなど漁業を取巻く環境は益々厳しさを増しており、これら課題解決への努力が一層求められています。

今後も、水産資源の維持増大と流通加工基盤の強化、漁村の活性化と経営基盤強化を柱に環境を守り豊かな水産物を安定供給できる水産業の実現と魅力ある漁村環境づくりを進める必要があります。さらに、交流による漁村の活性化をめざして、マリンツーリズム^{*}や漁業体験の促進に努める必要があります。

□ 施策の目的

活力ある水産業の確立に向けて、漁業基盤の整備や栽培漁業の推進、地域の水産物のブランド化を推進します。



HACCP：食品の安全性の確保と品質管理の高度化に向けた国際的な食品衛生管理手法。Hazard Analysis and Critical Control Point。
マリンツーリズム：漁村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主要施策

(1) 漁業生産基盤の充実

屋根掛け埠頭の整備、清浄海水導入、排水処理施設など衛生管理型漁港の整備をはじめ、岸壁の改良など漁業生産基盤の充実を図ります。



(2) 水産資源の維持増大による管理型漁業の推進

水産資源の維持と安定的な漁業生産を図っていくために、つくり育てる栽培漁業や増養殖漁業の推進に努め、活力ある水産業の確立をめざします。また、水産業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや増養殖事業に伴う水質汚濁の防止などに留意し、環境と調和した水産業を促進します。



(3) 豊かな水産物の提供と流通加工基盤の強化

地域ブランド化を推進するとともに、出荷施設の整備など新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。また、HACCPなど国際規準の認定取得の支援をはじめ、漁場から消費者までの品質及び衛生管理の徹底を促進します。

(4) 担い手の育成と経営基盤の強化

関係機関・団体との連携のもと、研修・指導体制の充実を図り、企業の経営感覚を持つ担い手の育成、後継者及び青年・女性リーダーの育成・確保に努めます。また、漁業者などの施設装備の高度化を図り、経営の近代化を促すため、水産制度資金の活用を推進します。

(5) マリンツーリズムによる都市との交流

観光部門との連携による体験型漁業などマリンツーリズムの促進に努め、都市との交流による漁村の活性化を図ります。



(6) 地産地消の促進

水産物の直売体制の充実、学校給食や他の公共施設との連携、町内観光事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化などを通じ、地産地消^{*}を促進します。

地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

□ 主要事業

水産物産地市場衛生管理 高度化施設整備事業 (尾岱沼漁港)	安全性と信頼性を兼ね備えたHACCP方式を前提とし、尾岱沼漁港を整備します。
水産物供給基盤整備事業	床丹前浜におけるホッキ漁場の保全対策として、離岸堤の設置、エドチ漁場にアサリ人工干潟を造成し資源の増産を図ります。
水産資源増大対策事業	栽培漁業の維持と資源の適切な管理、漁場環境の保全と改善に向けた事業を実施します。(有害生物駆除やホタテ、ホッキ、アサリなど)

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
漁業総生産額	億円	95.7	↗	↗
種苗生産数(ニシン)	千粒	2,085	↗	→
種苗生産数(ウニ)	千粒	3,800	→	→
種苗生産数(シジミ)	千粒	3,500	↗	→
都市との交流回数	回	3	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【漁業関係者】 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で質の高い水産物を生産します。 ・消費者に対する水産物情報の提供に努めます。 ・漁家は規模の拡大を図るとともに経営の安定化に努めます。 ・環境保全型、資源管理型漁業を進めます。 ・水難事故に留意するとともに、遭難者などの救助にあたります。 	【漁業協同組合】 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合は、漁業者が行う生産性向上の取組みに対する支援に努めます。 ・経営感覚に優れた担い手を育成します。 ・漁業者の経営改善を指導します。 ・就労希望者に対する情報提供や支援に努めます。 ・生産性向上に向けた基盤整備(漁場の管理、資源の育成)に努めます。 ・安全な水産物づくりへの支援に努めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第4節 観光の振興

□ 現状と課題

近年の観光ニーズは、自然体験型や「ゆとり」・「いやし」を求めるなどますます多様化、高度化する傾向にあり、こうした変化に対応した、リピーター^{*}の増加に向けた魅力ある観光づくりが求められています。

本町には、ラムサール条約登録湿地^{*}である野付半島・野付湾、風蓮湖をはじめとする貴重な自然環境、雄大な農村景観といった豊かな自然環境・景観とともに、牛乳・乳製品、ホッカイシマエビやサケなどの別海ならではの特産品に恵まれています。また、野付半島ネイチャーセンター、農漁村加工体験施設、キャンプ場など地域資源を生かした観光・交流施設などが数多くあります。さらには、えびまつり、別海町産業祭、西別川あきあじまつり、白鳥まつり、パイロットマラソンなど特色あるイベントが開催されています。これらに加え、近年では都市と農村の交流に向けたグリーンツーリズム^{*}やフットパス^{*}などの取り組みも活発になってきています。

しかし、通過客がほとんどを占めているほか、数多くの地域資源も観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・交流資源として活用されているとはいえない状況にあります。

このため、多様化、高度化する観光ニーズに対応した既存観光・交流資源の整備充実やネットワーク化、新たな観光資源の掘り起こし、グリーンツーリズム・マリンツーリズム・エコツーリズム^{*}などの体験型観光、通年型・滞在型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取り組みを町ぐるみで進めていく必要があります。

□ 施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めるとともに関係機関と連携し、広域観光体制づくりを推進します。



リピーター：繰り返し訪れる人。

ラムサール条約登録湿地：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき、締結国が国際的な基準に従って湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

グリーンツーリズム：農村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動。

フットパス：遊歩道、散策路、ハイキングなどで歩く人のための道、歩くことを楽しむための道。

エコツーリズム：自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かした余暇活動。

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

□ 主要施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用

道の駅の整備をはじめ、野付半島における新たな散策コースの設置など既存の観光・交流施設の充実及び維持管理の推進とともに、観光ガイドやボランティアなどの育成、観光イベント・祭りの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図ります。

(2) 新しい観光メニューの確立

通年型観光の確立をめざし、新たな冬の観光素材として、流氷や釣り、スノーモービルなどを活用した観光メニューの創出を図ります。また、「食」を中心とした観光やバードウォッチングなどの普及、啓発活動に努めます。

(3) 第1次産業と連携した体験型観光の充実

グリーンツーリズム、マリンツーリズム、エコツーリズムなど農業、水産業と連携し、自然・歴史・文化・人々などとふれあう体験型観光の拡充に努めます。



(4) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスメディアの活用などを通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。

(5) 広域観光体制の充実

広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など地域一体となった観光振興施策を推進します。また、広域的な連携のもと、中標津空港の飛行機便の確保など公共交通機関の充実を促進します。

□ 主要事業

道の駅整備事業	道の駅を整備します。
都市と田舎を結ぶ交流促進事業	都市と農山漁村それぞれに住む人々が、お互いの地域の魅力を分かち合い『ひと・もの・情報』の交流を活発にし、田舎の価値を発揮し、教育の場・交流の場とする事業展開を推進します。

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
観光入込客数	人	310,800	↗	↗
観光客宿泊客数	人	13,800	↗	↗
新規観光メニュー	数	0	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・もてなしの心の醸成に努めます。 ・観光ボランティアとして協力します。 ・一人ひとりが本町の自然や食文化など観光資源を理解し、広くPRをしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客への案内など観光による町の活性化に協力します。 ・町の観光PR活動及び誘客活動に協力します。 ・観光協会は、町と連携を取りながら、旅行会社などにツアールートへの取組みを要請していきます。 ・観光ホスピタリティ[*]の向上に努めます。

● 別海十景



風蓮湖



トドワラ



ヤウシュベツ川河口



新酪農村展望台



野付湾



白鳥台



茨散沼



小野沼公園



野付半島



野付半島原生花園

ホスピタリティ：心のこもったもてなし。手厚いもてなし。

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

第5節 商業の振興

□ 現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。

本町の商業活動は、商店街を中心に地域での小売業が主であり、平成16年の商業統計調査結果では、卸売業、小売業を合わせた商店数は178店、従業者数は970人、年間販売額は約267億円となっています。

本町の商業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、消費生活の安定・安全など町民生活の向上に寄与してきましたが、車社会の一層の進展や近隣への大型店の進出、消費者ニーズの多様化、高度化などを背景に購買力の流出が勢いを増し、高齢化や人口減少とも相まって取巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商工会などとの連携のもと商店個々の経営の近代化、サービスの向上などを促進していく必要があります。

□ 施策の目的

町のにぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

□ 主要施策

(1) 商業機能の強化

商工会などとの連携のもと、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化、経営の近代化や後継者の育成、経営革新、新規事業への支援、地域密着型サービスの展開、独自の商品開発・販売などを促進します。

(2) 商店街の環境・景観整備

人々が集うにぎわいの場の再生と創造をめざし、町民及び事業者との協働のもと、市街地整備や景観形成、基盤整備や空き店舗対策の推進など既存商店街の環境・景観整備を進めます。

(3) 商業振興体制の確立

商業振興の中核的役割を担う商工会などとの連携に努め、商業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

□ 主要事業

中小企業融資事業	地元中小企業へ中小企業融資条例に基づき、融資などの支援を行います。
----------	-----------------------------------

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
町内事業所数	件	156	→	→
年間小売業販売額	億円	232	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・町内での消費に努めます。 ・商業イベントに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 【商店】 <ul style="list-style-type: none"> ・顧客ニーズへの対応に努力します。 ・個店の魅力化に努めます。 【商店街】 <ul style="list-style-type: none"> ・町全体が一体となった組織の強化と、共同販売を促進します。  【商工会】 <ul style="list-style-type: none"> ・商業者に対する経営の指導に努めます。 ・商業振興に関する多面的な活動に努めます。 ・起業化、新規創業に取り組みます。

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

第6節 工業の振興

□ 現状と課題

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、若年層の定住促進など重要な役割を担っています。

本町の工業は、町の基幹産業と密接な食品加工業が中心に展開され、大手乳業会社が立地しており、平成18年の工業統計調査結果では、製造業の事業所数（従業者4人以上）は19事業所、従業者数は718人、製造品出荷額は約578億円となっています。

本町ではこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、長期にわたる景気の低迷や国際競争の激化などを背景に、事業所数は横ばいであるものの、製造品出荷額は減少傾向にあり、取巻く情勢は厳しさを増しつつあります。また、消費者の食品への「安全・安心」、「鮮度」への関心が高まる中、本町の製品に対する信頼をどのように維持していくかが課題となっています。

このため、商工会などとの連携のもと既存企業の体質強化をはじめ、新産業の創出などに向けた取り組みを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、地域の特色を生かした産業の創設及び基幹産業に関連した企業誘致の推進を図るとともに、既存企業の体質強化を促進します。

□ 主要施策

(1) 企業誘致の推進

関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、本町の基幹産業である第1次産業と関連した企業や新たな企業誘致を図るため、優遇措置や優遇制度の活用とPRを行います。

(2) 既存企業の体質強化の促進

商工会などとの連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質基盤を強化します。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

(3) 特産品開発、新産業創出等への支援

起業化や新産業・新ビジネスの創出に向け、産業クラスター研究会^{*}など関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など産業支援・研究開発体制の整備を図り、乳製品や水産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

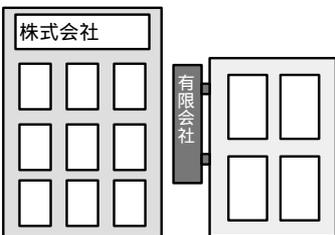
□ 主要事業

企業振興促進条例を活用した取組みの推進	産業振興を推進するため、企業振興促進条例を活用した取組みを進めます。
---------------------	------------------------------------

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
製造品出荷額	億円	578	↗	↗
誘致企業数	社	0	↗	↗
企業立地件数	件	0	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<p>・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。</p> 	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な経営に努めます。 ・環境に配慮して事業に努めます。 ・起業化、新産業創出に取り組みます。 <p>【商工会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する経営の指導を行います。 ・工業振興に関する多面的な活動に努めます。

^{*}産業クラスター研究会：地域の企業等が連携して新産業の創造など地域産業の発展に向けた研究を行う会。クラスターとは、ぶどうなどの房を指し、転じて群れ・集団を表す。

活力ある産業のまち
自然と共生するまち
健やかに暮らせる
人を育てる学びのまち
快適で安全なまち
参画と協働でつくるまち
資料編

第1章 活力ある産業のまち

～大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

第7節 雇用・勤労者対策

□ 現状と課題

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化傾向の高まりとともに、近年の原油・原材料価格高騰などによる経営環境・消費動向の悪化など地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。平成19年の値でみると、道内の失業率は5.0%と全国平均の3.9%を上回り、有効求人倍率は0.56と全国平均の1.04に達していません。

本町においても、長期にわたる景気の低迷などにより産業が停滞傾向にある中で、町内における雇用機会の不足が大きな問題となっており、地元高校出身者が地元就職を希望していても受け皿がなく、根室支庁管外・道外へと求職をしなければならない状況にあります。さらに、季節労働者対策としてその通年雇用化が課題となっています。

このため、既存事業所の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・J・Iターン^{*}の促進、女性、高齢者、障がい者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実などを促進していくとともに、勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

□ 施策の目的

すべての就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

□ 主要施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充をめざすほか、ハローワークなど関係機関や町内事業所などとの連携のもと、就職相談や地域ポータルサイト^{*}を活用した情報提供、職業斡旋などを進め、若者の地元就職及びU・J・Iターンを促進します。また、季節労働者対策として根室管内4町通年雇用促進協議会と連携して通年雇用化を支援します。

U・J・Iターン：U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に帰ること」、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに」、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。
地域ポータルサイト：地域社会を基盤とするインターネットを介した情報交流の場。本町では地域ポータルサイトとして「べつかいテレビ(BTV)」を別海町マルチメディア館が運営している。

(2) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、女性、高齢者、障がい者の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発などを進め、福利厚生機能の充実に努めます。

□ 主要事業

季節労働者対策の推進	国と地域が連携して「通年雇用促進支援事業」の推進により一人でも多くの方の通年雇用化に向けて取り組むとともに、季節労働者の冬期就労対策として「冬期失業対策事業」を実施します。
------------	--

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
労働人口割合 (就業者総数/15才以上人口総数)	%	66	→	→
高校新卒町内就職者数	人	28	↗	↗
高校新卒就職希望者のうち町内就職率	%	57.1	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・研修などに参加し、職業能力の向上に努めます。 	・事業所などの福利厚生レベルを高めます。 ・安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性などの積極的な雇用に努めます。

活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健康やかに暮らせる
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

第2章 自然と共生するまち

～みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

第2章 自然と共生するまち

～みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

第1節 環境・エネルギー先進自治体の形成

□ 現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、わが国では平成20年度から京都議定書の第一約束期間が始まるなど自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

本町は、ラムサール条約登録湿地^{*}である野付半島・野付湾、風蓮湖など世界的にも貴重な自然環境に恵まれ、貴重な動植物群落、野生動物が生存しており、これまでもこうした豊かな自然環境の保全に取り組んできました。また、河川周辺での町民、農業・漁業団体が連携した保全活動や家畜排せつ物を活用したバイオマス^{*}エネルギーへの取組みなど地域産業と密接な環境保全、新エネルギー^{*}への取組みが展開されています。さらに、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進、広報・啓発活動、学校における環境教育など環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。このような、町民の環境保全への関心も徐々に高まってきています。

今後は、これら「環境」を重視したまちづくりを、本町の重点施策として位置づけ、環境基本計画などの策定のもと、庁内及び関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、新エネルギーの導入などあらゆる環境問題への対応を町民との協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

町民・事業者・行政の協働のもと、環境基本計画を策定し、環境を重視した特色あるまちづくりを総合的に推進するとともに、持続可能な環境・エネルギー先進自治体の形成をめざします。



ラムサール条約登録湿地：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき、締結国が国際的な基準に従って湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

バイオマス：家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。

新エネルギー：バイオマスエネルギーや太陽光、風力、水力といった自然現象を利用する再生可能なエネルギー。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

□ 主要施策

(1) 環境重視のまちづくりの総合的推進

環境重視の特色あるまちづくりを進めるため、庁内の推進体制を確立し、環境施策の総合指針となる環境基本計画の策定のもと、行政自らが率先して環境保全活動を推進します。

(2) 自然環境の保全と活用

町民・事業者・行政が協働して、ラムサール条約登録湿地でもある野付風蓮道立自然公園をはじめ、水辺・森林など豊かな自然環境や景観の保全と活用を推進します。また、固有種・希少種の保護をはじめ自然公園や森林の食害などを防止するためエゾシカなどの有害鳥獣対策を講じます。

(3) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めます。また、動物愛護についての周知を図ります。

(4) 環境保全活動の促進

河川周辺での町民、農業・漁業団体が連携した保全活動をはじめ、環境美化運動の推進、リサイクル運動、省資源活動など町民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努めます。

(5) 新エネルギー導入と省エネルギーへの取組みの推進

自然環境を生かした太陽光発電・小風力発電・小水力発電などによる環境負荷の少ない自然エネルギー^{*}の導入や家畜ふん尿を主体としたバイオマスエネルギーの利活用など新エネルギーの導入を推進します。また、庁内の地球温暖化対策実行計画を推進するとともに、住民・事業所の省エネルギーへの取組みを促し、環境にやさしいエネルギー地産地消のまちとしての確立を図ります。

(6) 公害等環境問題への対応

主要河川及び風蓮湖の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに関係機関と協力して水質改善に向けた取組みを推進します。また、騒音・悪臭などの公害に対して、定期的な環境調査を実施するなど監視と未然防止に努めます。

自然エネルギー：太陽光、風力、水力といった自然現象を利用するエネルギー。

第2章 自然と共生するまち

～みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

□ 主要事業

環境基本計画の策定	環境施策の総合指針となる環境基本計画策定へ向け取組みを進めます。
新エネルギー導入の推進	新エネルギーに対する理解を深め、環境保全及び地球温暖化対策に有効な自然エネルギー、バイオマスエネルギーなど地域資源を有効に活用した新エネルギーの導入を推進します。
環境保全啓蒙活動事業	風蓮湖及び野付半島、野付湾がラムサール条約に登録されていることから、今以上に環境保全に努めるため、民間団体の育成と町民意識の啓蒙を図る一環として、関連する環境保全活動などに助成します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
環境基本計画の策定	-	未着手	策定	評価
自然環境に対する満足度	%	69.6	↗	↗
環境に配慮したライフスタイルを構築している町民の割合	%	69.6	↗	↗
新エネルギー利活用導入世帯数及び事業所数	戸	26	↗	↗
温室効果ガス排出量の削減率(町民1人当)	%	-	↗	↗
意識啓発のためのイベントや講演会の回数	回	2	↗	↗
町の温室効果ガス排出量削減率	%	5	↗	↗
環境問題に意識の高い町民の割合	%	26	↗	↗
主要河川水質の水質基準達成率	%	99	↗	↗
主要河川と風蓮湖における水質調査実施率	%	100	→	→
環境美化運動の支援(全町一斉清掃など)	件	72	↗	↗
ごみに関する学習会の開催数	回	12	↗	↗
排出水(河川放流)水質調査達成率	%	100	→	→
傷病鳥獣保護に係る収容率	%	100	→	→

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

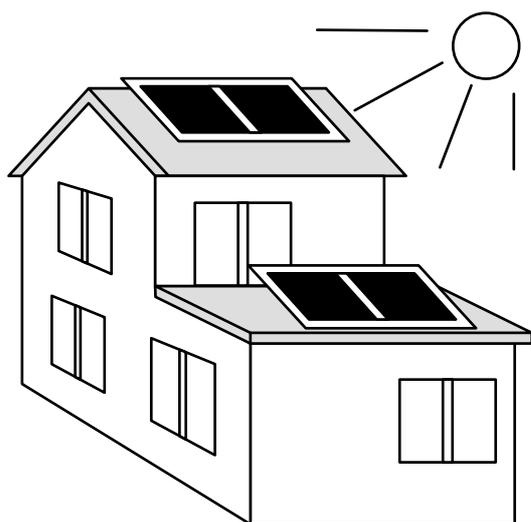
快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電など自然環境に配慮した生活を行い省エネに努めます。 ・1.1kg/人/日[*]を目標に二酸化炭素の排出削減に努めます。 ・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加します。(植樹、自然保護、ふれあい、自然環境学習など) ・公害防止に係る事業に参加します。 ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭などを出さない生活に努めます。 ・怪我や病気を患った野生鳥獣、負傷している犬や猫などを見つけたら役場などに連絡します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動に努めます。 ・地域の良好な河川環境を維持するため、町で定める「別海町川を考える月間」(5月)などを通じて、河川の環境保全活動の啓発普及及び清掃などを行います。 ・地域の良好な自然環境を維持するため、活動の啓発普及に努めます。 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に係る協議会で共有の認識を図り、環境保全活動に努めます。 ・公害防止及び自然環境保護に関するポスターの応募、展示を実施します。 ・指定動物病院において傷病鳥獣を収容し、治療などを行います。 ・河川などに係る協議会で水質調査の結果の共有を図り、環境保全活動に努めます。 ・河川環境に配慮した農地などの開発など保全活動に主体的に取り組みます。 ・自然環境に配慮した農地の開発に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害関係法令を遵守して事業活動に努めます。 ・環境マネジメントシステム(ISO14001)の導入など環境に配慮した業務システムを確立します。 ・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。 ・省資源・省エネルギーの推進を図ります。 ・地球温暖化防止に努めます。 ・森林を適正に管理します。 ・間伐材などを活用した商品の開発、普及を図ります。 ・自然環境に配慮した事業活動に努めます。



1.1kg/人/日：灯油換算18ℓタンクで32個分(576ℓ)。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第2章 自然と共生するまち

～みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

第2節 ごみ処理等循環型社会の形成

□ 現状と課題

環境保全の重要性が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とするごみゼロ社会を形成していくことが求められています。

本町においては、ごみ処理は根室管内4町による広域焼却施設で環境負荷の少ない処理を行っています。また、現在12種類の分別収集を実施しており、分別収集前と比較して、もえるごみでは3割の減量、リサイクル率は26%と北海道の目標値(24%)を上回るなど、ごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進に努めてきました。さらに、関係機関との連携のもと、不法投棄対策も推進してきました。

今後も一層の減量化・リサイクルなどの促進が求められる状況にあることから、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルなどの促進、不法投棄の防止などに一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿については、町が整備した、し尿処理場において処理していますが、下水道などの整備に伴う生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加、設備の老朽化を踏まえながら、施設の補修をはじめ適正な収集・処理に努める必要があります。



□ 施策の目的

町民、事業者、町が一体となって、3R*の推進をはじめ、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めるとともに、適正なごみ処理に努め、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を図ります。

□ 主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進などを通じた分別排出の徹底に努めます。また、最終処分場の長寿命化を図ります。さらに、ごみ収集・処理方法について効率化を図り、ごみ処理経費の削減に努めるとともにごみ処理経費に対する受益者負担率などを見直し、ごみ処理料金負担の適正化を図ります。

3R：廃棄物などの発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再生使用(リサイクル・Recycle)をいう。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
 福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

(2) ごみ減量化・3R運動の促進

広報・ホームページによる周知や、各団体や教育現場での説明会など広報・啓発活動や推進団体の育成などを通じ、町民や事業者の自主的な3R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。



(3) ごみの不法投棄の防止

広域的な連携のもと、不法投棄の監視体制の強化を図り、豊かな環境のために不法投棄撲滅をめざします。また、野焼きについても啓発活動を継続的に行い、適正なごみ処理を推進します。さらに、「ねむろ自然の番人宣言」*に基づき、広報・啓発活動の推進を通じて町民の環境保全意識の高揚に努めます。

(4) し尿処理体制の充実

長期的な補修・改修計画の策定のもと、老朽化が進行しているし尿処理場や破碎施設や設備・機器について補修・改修を実施し、し尿処理体制の充実を図ります。

□ 主要事業

最終処分場の長寿命化	ごみの分別推進強化により、排出ごみ量の減量化と計画的な最終処分場の長寿命化を図ります。
3R運動の促進	3R運動を促進し、環境保全と資源の有効活用に努めます。
「ねむろ自然の番人宣言」による広域的な監視体制の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄を防止するために、定期的な啓発資料の配布と情報提供に努めます。 「ねむろ自然の番人」を中核とした組織的な活動体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、広域的な監視体制の強化を図ります。
し尿処理場維持補修事業	施設・機器の老朽化に伴う補修・改修事業を実施します。

*ねむろ自然の番人宣言：根室管内に住む人々が、自然の番人として廃棄物の不法投棄やポイ捨てを防止し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的とした宣言。

第2章 自然と共生するまち

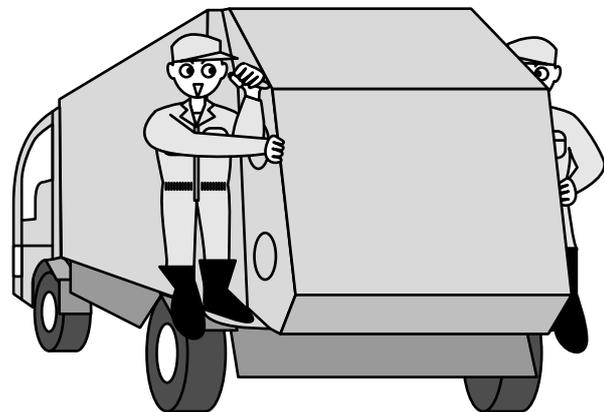
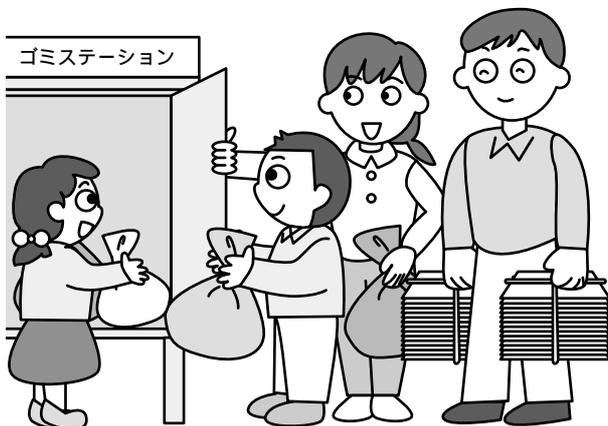
～みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
ごみの総量(年間)	t	5,087	↓	↓
もえるごみの量(年間)	t	3,407	↓	↓
町民一人一日当たりのごみ量	g	844	↓	↓
リサイクル率	%	26	↑	↑
不法投棄など苦情件数	件	20	↓	↓

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R運動に努めます。 ・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実にを行います。 ・ 商品や資源を大切に長期間使用します。 ・ 不法投棄の監視に参加します。 ・ 清潔な町のため美化活動を推進します。 ・ 環境に配慮した生活を送ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R運動を行います。 ・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実に実施します。 ・ ごみの発生を少なくします。 ・ 不法投棄の監視に参加します。 ・ 産業廃棄物の適正処理を行います。 ・ ごみ発生抑制につながる事業スタイルを構築します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第3節 公園の整備と緑化の推進

□ 現状と課題

公園や緑地は、町民の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊び場としての機能を持つ重要な施設です。

現在、本町には、町民憩いの森、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園が設置されています。また、別海市街地、西春別、尾岱沼などに10箇所の児童遊園地があります。

これまで、安全で快適に利用できるよう園内の巡視などを行い、施設の状況、遊器具などの点検及び安全状況を把握し、安全な利用と事故防止の指導などを行うとともに清潔な公園の保持に努めてきました。また、児童遊園地所在の町内会などと協力して維持管理を行っています。

今後も、老朽化した遊器具の更新や撤去など既存公園の整備や花づくり運動など緑化の推進に努める必要があります。

墓地については、現在、3霊園と24箇所の墓地が整備されています。今後においても別海斎場も含め適切な維持管理に努める必要があります。

□ 施策の目的

町民の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊び場としての確保と緑あふれる快適な環境づくりに向け、公園などの整備・維持管理及び緑化を推進します。

□ 主要施策

(1) 公園の整備

安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の点検及び改修を計画的に推進します。

(2) 維持管理体制の充実

地域住民と協働して公園や児童遊園地の管理体制の充実を図り、有効活用に努めます。

(3) 緑化の推進

公共施設や道路において計画的に植樹や花の植栽を図るとともに、町民の自主的な緑化、花づくりを促進し、町ぐるみの緑化運動の展開に努めます。



第2章 自然と共生するまち

～みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

(4) 墓地・斎場の維持管理の充実

霊園・墓地の適正な維持管理に努めるとともに、広域的な連携のもと、別海斎場の設備・機器の補修などを図ります。

□ 主要事業

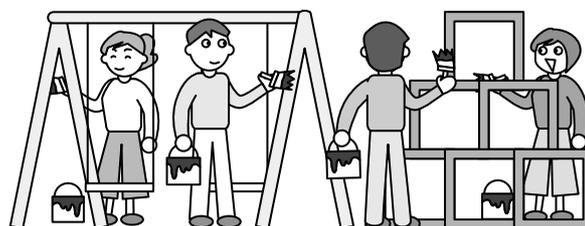
町民憩いの森公園整備事業	町民の憩いと安らぎ、交流、ふれあい、子どもの楽しい遊び場としての機能を有する公園整備を行います。
町立公園遊器具等補修事業	公園施設・設備の点検及び改修を計画的に行います。
花のあるまちづくり事業	快適な環境づくりに向け、町ぐるみで取り組みます。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
施設遊器具の点検実施率	%	100	100	100
児童遊園地の協働による管理数	箇所	10	→	→
遊具設置数	個	61	→	→

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場として利用します。 遊園地に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> レクリエーションやコミュニティの場として利活用します。 遊園地に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

第1節 健康づくりの推進

□ 現状と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。また、国においては生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年度から、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者（町）に対して生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施が義務づけられています。

本町ではこれまで、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念されている中、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）に向け、特定健診をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取組み、生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業を展開してきました。

しかし、全国的に学童期からの肥満が問題とされていますが、本町では幼児期からの肥満が増加傾向にあり、肥満の出現率が非常に高い傾向がみられます。こうした肥満が生活習慣病につながることから、予防を重視した幼児期からの食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が特に大きな課題となっているほか、少子化や核家族化が進む中、安心して子どもを生み育てるための母子保健の充実や、社会の複雑化に伴うこころの健康づくりに向けた精神保健福祉への対応などが求められています。

このため「健康べつかい21」や「特定健康診査等実施計画」、「別海町母子保健計画」などの指針に基づき、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

□ 施策の目的

すべての町民が健康で元気に暮らせるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯各期にわたる保健事業の充実に努めます。

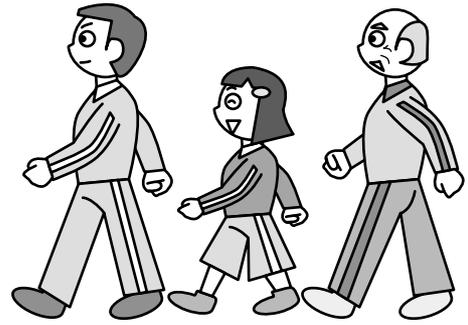
第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

□ 主要施策

(1) 総合的な健康づくりの推進

「健康ベツかい21」に基づき、肥満の予防、運動習慣の推進、生活習慣病予防などの各分野における数値目標の達成に向けた健康づくり施策を関係団体・関係部門と連携して推進します。また、平成22年度にこれまでの取組みの評価を行います。



(2) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などを図り、町民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、町民の主体的な健康づくりを促進します。

(3) 各種健診の充実

関係機関などと連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、高校生生活習慣病健診、がん検診など各種健診の充実を図ります。また、特定保健指導^{*}の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(4) 母子保健の充実

妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、母親教室、母乳外来、学童肥満運動教室など健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、幼児期からの食育の推進や別海町元気っ子を育てる関係機関会議の開催など保護者、関連部門が一体となって安心して子どもを生き育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。



(5) 精神保健衛生対策の推進

広報紙や地域での衛生講話・講演会の実施により「こころの病気」の知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

特定保健指導：特定健康診査の結果、生活習慣病になる危険性に応じて3つのレベル（積極的支援、動機づけ支援、情報提供）に分けられ、そのレベルに応じて実施される保健指導。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べつかい創造プラン

□ 主要事業

生活習慣病予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生健診・若者健診・特定健診を実施 ・各種がん検診の実施 ・健康相談・健康教育・保健指導の実施 ・健康運動教室の開催（メタボリック対策等）
妊婦一般健康診査	母体や胎児の健康確保及び出産から育児まで、健康で子どもを産み育てるための一助として、一定回数の公費負担を行います。
妊婦乳幼児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母親教室・育児教室の開催 ・母乳外来の開設 ・乳幼児相談、健診事業の実施

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
介護予防事業の参加者数	人	0	↗	↗
介護予防事業に関わるボランティアの数	団体	0	↗	↗
成人の肥満率	%	33	↘	↘
子どもの肥満率（小中高生）	%	16	↘	↘
3歳の肥満率	%	7.1	↘	↘
5歳の肥満率	%	10.5	↘	↘
特定健康診査*受診率	%	H20年度から実施	65	↗
特定保健指導実施率	%	H20年度から実施	57	↗
妊娠中の体重増加著明者割合	%	33	↘	↘
尿糖陽性妊婦率*	%	12	↘	↘
妊婦一般健康診査 公費負担回数	回	2	5	5
妊娠の早期届出（11週未満）率	%	88.9	↗	↗
妊娠28週以降届出率	%	2	↘	↘
1ヶ月時栄養法別授乳割合	母乳	%	71	↗
	人工	%	3	↘
	混合	%	26	↘
4ヶ月時栄養法別授乳割合	母乳	%	71	↗
	人工	%	14	↘
	混合	%	15	↘
うつ病による自殺者の数	人	35 (H14~19の計)	↘	↘

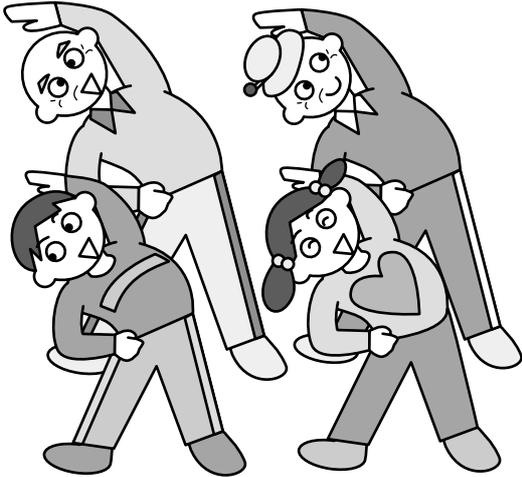
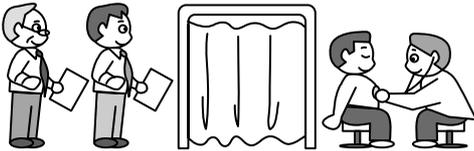
特定健康診査：生活習慣病の予防を目的に40歳以上の健康保険加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。

尿糖陽性妊婦率：妊婦一般健康診査の尿検査（尿糖）で尿糖が陽性と判定された妊婦割合。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康管理を行います。 ・健康診査を積極的に受診します。 ・体を動かすなどの健康づくりに努めます。 ・健全な食生活に努めます。 ・健康づくり講演会、教室へ積極的に参加し健康管理意識を高めます。 ・精神保健に関する広報に目を通し、知識を深めることに努めます。 ・精神保健講演会、教室へ積極的に参加します。 ・ストレスやこころの病で苦しんでいる人の悩みに共感し、必要な機関の利用につなげます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健活動の充実に努めます。 ・地域における健康づくりに努めます。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。 ・健康診断を受けやすい環境作りに努めます。（機会の提供、場・時間の設定の工夫など） ・健診受診後のフォロー（健康教育・保健指導・二次検査設定など）に努めます。 ・うつ病やメンタルヘルスに関する講演会・研修会の開催と参加を積極的に実施します。 ・相談対応者などの養成・資質向上のための研修を実施します。 ・悩みを抱える方への個別相談・対応をします。 ・うつ病スクリーニング（危険度振分け）の実施、うつ病ハイリスク者の把握の取組みを実施します。 ・相談や面接の実施、関係機関とのネットワークによる支援を実施します。 ・職場復帰のための支援を実施します。 ・乳幼児の発育を自由に計測できる場の確保に努めます。
	

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第2節 医療体制の充実

□ 現状と課題

近年の少子高齢化に伴う人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため「医療制度改革大綱」に沿って、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、診療などの見直しを主眼とした抜本的改革が進められています。

本町は、町立別海病院と診療所2箇所を運営しており、別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入れを行っています。また、病院の老朽化に伴い平成19年に「新町立別海病院建設基本計画」の策定を行い、平成24年度の開設を目標に新病院の建設を行っています。また、平成20年度に「公立病院改革プラン」を策定し、病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供に取り組んでいます。

今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。また、定住促進のためにも医療機関の充実が求められています。

このため、町民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、医師などの確保をはじめ、患者サービスの向上など別海病院を核とした地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供するため、効率的で自立した病院経営を推進する必要があります。また、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

□ 施策の目的

医療ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、別海病院を核とした地域医療体制の充実を進めます。

□ 主要施策

(1) 地域医療体制の充実

「新町立別海病院建設基本計画」に基づき新別海病院の建設を推進するとともに、医師や医療技術職の確保をはじめ、患者サービスや診療内容の充実、医療機器の整備を図ります。また、民間などの活用も視野に入れ、歯科診療や在宅医療などの充実を進めます。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

(2) 自立した病院経営の推進

町民に安定した医療サービスを提供するため、業務の効率化を図るなど自立した病院経営に努めます。

(3) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、救急医療体制の充実を図ります。また、救急救命率向上のため、釧路・根室管内の自治体と連携してドクターヘリの安定した運行体制づくりに努めます。



□ 主要事業

町立別海病院の建設	平成24年度の開設を目標に新病院の建設を行います。
町立別海病院医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に購入します。
ドクターヘリの安定した運行体制づくり	釧路・根室管内の自治体と連携してドクターヘリの安定した運行体制づくりに努めます。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
外来患者数	人	68,149	71,638	→
入院患者数	人	22,748	27,054	→
常勤医師数	人	6	↗	→
健康診断受診者数	人	240	570	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持ち、重複受診はやめるなど上手な受診を心がけます。 ・症状に応じて医療機関を利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で質の高い医療を提供します。 ・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。 ・健康に生活するための予防医療に努めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第3節 地域福祉の充実

□ 現状と課題

地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。このためますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、町民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本町では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者、ひとり親家庭などに対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生児童委員、ボランティア団体などが連携し、地域に密着した様々な住民参画型の活動を展開しています。また、福祉課に相談窓口を設置したことにより相談体制が確立され、要援護者への迅速な対応が可能になり、要援護者のニーズに合ったサービスに結びつけるケアマネジメント^{*}による個別支援の体制が整備されてきています。

しかし、今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

□ 施策の目的

町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、適切な支援を行うなど地域福祉の充実を図ります。

□ 主要施策

(1) 相談体制の充実と地域支援体制の確立

相談体制の充実を図るとともに、ケアマネジメントによる個別支援の充実に努めます。また、民生児童委員と連携した地域支援体制の整備に努めます。

^{*}ケアマネジメント：福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこと。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

(2) 福祉意識の高揚

町民の福祉意識の高揚に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催を図ります。また、地域会館を活用した高齢者や障がい者などと地域住民との交流事業の実施、子どもから高齢者までの世代間交流の促進に努め心のバリアフリー化^{*}を推進します。

(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、福祉ボランティアやNPO^{*}の育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。また、地域福祉の拠点となる総合福祉センター構想の検討を進めます。

(4) 人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりを推進します。

(5) 要援護者支援の促進

要援護者マップの作成など障がい者・高齢者関係施設などの場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに災害時要援護者^{*}への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ります。



□ 主要事業

地域福祉の拠点整備	地域福祉の拠点となる総合福祉センター構想の検討を行います。
社会資源の創造と活用	各種福祉活動団体などとの懇談会の実施により、地域や住民との連携を図ります。
要援護者支援	災害時の避難支援体制整備のため、要援護者マップを作成します。

バリアフリー化：障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと。

NPO（Nonprofit Organization）：民間非営利団体。

ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる、だれにでも使いやすい施設・製品・情報の設計。

災害時要援護者：災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には障がい者、傷病者、高齢者など。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

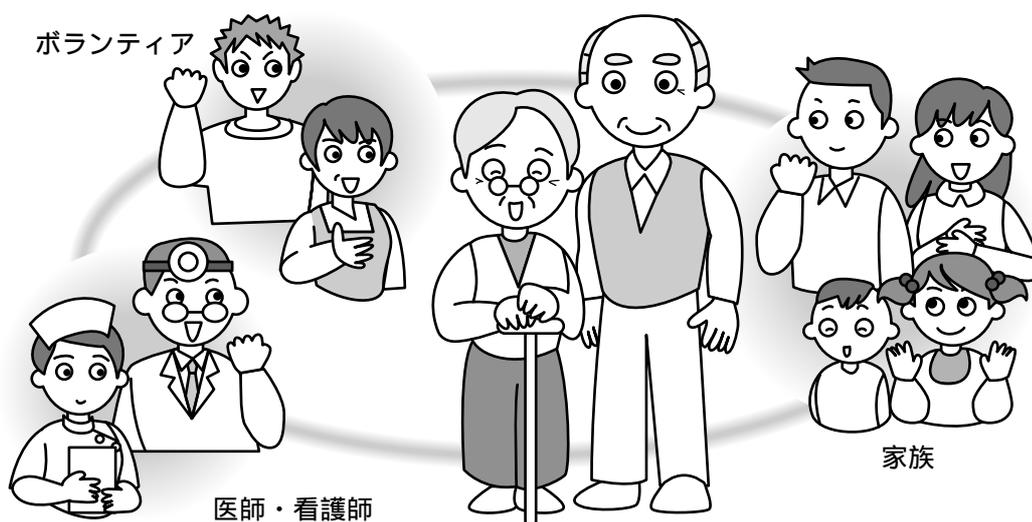
資料
編

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
ボランティア登録者数	人	398	↗	↗
福祉ボランティア登録団体数	団体	18	↗	↗
福祉関係認証NPO法人数	団体	1	↗	↗
相談窓口利用件数(障がい者など)	件	235	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ(町内会活動)に積極的に参加します。 ・地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。 ・地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して快適に暮らせるよう環境づくりに協力します。 ・地域福祉の拠点づくりに努めます。 ・地域福祉を進める人材の育成に努めます。 ・社会福祉協議会の活動を支援します。 ・地域で活動するボランティアの育成・支援に努めます。



活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健やかに暮らせるまち
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

第4節 子育て支援の充実

□ 現状と課題

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。

本町においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。また、町では次世代育成支援行動計画を策定し、保育園や児童館の体制整備とサービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの開設など育児相談や情報提供に努めています。さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、児童数が減少している地域におけるへき地保育園の統廃合の検討をはじめ、保育料の見直し、老朽化した児童福祉関連施設の整備のほか、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など従来の取組みに加えさらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援行動計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

□ 施策の目的

次代を担う子どもが健やかに育つよう、次世代育成支援対策行動計画に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的、計画的に推進します。

□ 主要施策

(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定

次世代育成支援行動計画に基づき各種の施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。また、次世代育成支援計画の平成22年度から平成26年度までの後期5か年の計画を策定し、様々な施策を実施します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(2) 保育サービスの充実

一時保育や病児病後児保育の特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、保育を希望する乳幼児の増加や老朽化に伴う保育園施設の増改築などについての検討を行います。



(3) 地域における子育て支援の充実

老朽化した児童館の整備や児童館未設置地区への設置について検討します。また、様々なニーズに対応するため、放課後児童クラブの加入可能年齢や開設時間の見直しを行うとともに、民間団体などがそれぞれの発想に基づく活動を行いやすい施設となるよう、そのあり方を検討します。

(4) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組みを推進します。

(5) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制としての子育て支援センターの機能充実を図ります。

□ 主要事業

次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定	地域の実情や時代に対応するため、次世代育成支援計画（後期計画）を策定し、様々な施策を実施します。
保育サービスの充実	児童とその家族を取巻く環境の変化に対応し、一時保育などの事業を実施します。
地域子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターを拠点とし、「出張子育て親子の交流の場（サテライト）」を開設します。 ・児童館や放課後児童クラブの充実を図ります。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
保育園整備数	園	0	5	→
特別保育事業実施数	園	0	2	↗
児童館整備数	館	2	3	→
児童クラブ利用者数	人/年	24,326	36,500	→
子育て支援センター利用者数	人/年	0	3,000	↗
子育て相談件数	件/年	0	300	↗
児童虐待通告件数	件/年	6	↘	↘

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上に努めます（児童虐待の防止）。 ・ 愛情と責任を持って子育てします。 ・ 子育てを親だけのものとはせず、祖父母などを含めた大きな単位で取り組みます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯など町内会による子育て支援に努めます。 ・ 子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年団活動などを通じ、子育てを支援します。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。 ・ 出産や育児などで退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第5節 障がい者支援施策の充実

□ 現状と課題

障がい者を取巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化などに伴い大きく変化してきています。平成17年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が成立し、これまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。

本町では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、支援費制度などによる福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりをめざして多様な施策を推進しています。

しかし、障がい者数は増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、障がい者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正を踏まえて障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーション^{*}の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー^{*}のまちづくりなど障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

□ 施策の目的

障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、すべての障がい者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりを進めます。

□ 主要施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する訓練など給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など新たな事業体系に基づく障がい福祉サービスの提供を図ります。

ノーマライゼーション：障がい者と健常者がお互いに特別に区別されることなく等しく社会生活を共にするのが正常なことであるとする考え方。
バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

(3) 保育・教育の充実

障がい児保育や特別支援教育の充実に努めるとともに、早期に発達支援が受けられるよう発達支援センター機能の整備を図り、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発や就労継続支援事業所への支援など福祉的就労機会の充実に努めるとともに居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。



□ 主要事業

地域生活支援	地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるよう、新たな福祉サービスを創造し、提供します。
子ども発達支援	子ども発達支援センターを拠点に、乳幼児健診や幼稚園、保育所などと連携し、発達障がいを持つ児童の早期発見、早期療育に努めます。
社会参加の促進	障がい者の社会参加を進めるため、就労の場の拡大や居住の場の確保を進めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
子ども発達支援事業(専門支援事業)の参加者数	人	34	→	→
子ども発達支援事業(発達支援センター事業)の参加者数	人	15	→	→
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	人	3	↗	↗
入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数	人	0	↗	↗
福祉施設から一般就労への移行者数	人	1	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<p>【障がい者及びその世帯(自助)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、積極的に社会参加をします。 <p>【町民(共助)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援をします。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が参加できる地域活動の機会や安心して生活できる環境をつくります。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用拡大と施設などのバリアフリー化を図ります。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

第6節 高齢者施策の充実

□ 現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本町においては、全国平均や全道平均の水準には達していないものの、確実に進行しており、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下などが進んでおり、介護を要する高齢者とその家族などの保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

また、高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護などの状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。

今後も、高齢者福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりをめざし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。

□ 主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の整備

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知はじめ、認定調査の充実、苦情への適正な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(2) 地域支援事業の推進

一般高齢者及び特定高齢者（要支援・要介護になるおそれのある高齢者）に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。また、地域包括支援センター*を核に介護予防計画や総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(3) 予防給付・介護給付の実施

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスなどに対する予防給付を実施します。また、要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなどに対する介護給付を実施します。

(4) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

(5) 高齢者関連施設の整備・充実

特別養護老人ホームの建て替え、通所リハビリの強化など老人保健施設の機能強化など高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備充実・機能強化を進め、サービス提供基盤の強化を図ります。

(6) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。



(7) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。また、公共交通機関の充実など高齢者の移動手段の確保に努めます。

地域包括支援センター：介護保険法で定められた地域在住の高齢者に対する保健・福祉・医療の向上、および安定した生活のために必要となる援助や支援を包括的に行う機関。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～ 健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

□ 主要事業

介護予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブの健康相談 ・ 健康教室の実施 ・ 特定高齢者の把握、とじこもり予防支援 ・ 口腔機能・運動機能向上プログラム、栄養改善プログラムの実施
町立特別養護老人ホーム建替え事業	老朽化の著しい町立特別養護老人ホームの建替えを行います。
包括的支援事業の推進	地域包括支援センターを核に、介護予防計画や総合的な相談、権利擁護などを行います。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
ホームヘルプサービスの年間利用回数	回	254	↗	↗
在宅福祉サービス利用者数	人	334	↗	↗
ふれあい・いきいきサロンの参加者数	人	3,609	↗	↗
配食サービス利用者数	人	21	↗	↗
認知症高齢者グループホームの定員	人	18	↗	↗
要介護認定率	%	17.4	→	→
デイサービスセンター箇所数	箇所	4	↗	↗
老人クラブに加入している高齢者の割合(65歳以上人口に対する割合)	%	29.9	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の健康は自分で守るという観点に立って健康生きがいづくりに取り組みます。 ・ 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の社会参加(地域活動)を支援します。 ・ 公民館など活動の場を提供します。 ・ 地域の福祉の担い手として活動します。 ・ ひとり暮らしの高齢者について見守り団体(社会福祉協議会・NPO法人など)・地域との連携、行政との協働で支援していきます。 ・ 地域の福祉の担い手として活動します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第7節 社会保障の充実

□ 現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、町民の疾病や負傷などに対して必要な保険給付を行う医療保険として、町民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

国民健康保険制度については、医療制度改革の大きな柱として新しい医療保険制度となる長寿医療制度（後期高齢者医療制度）^{*}が平成20年度に創設され、増加する医療費を抑制するため、40歳以上を対象に「特定健康診査^{*}」と必要度に応じた「特定保健指導^{*}」の実施が各保険者（町）に義務づけられることになりました。

こうした国の制度改革に対応し、国民健康保険の健全化に向けて、特定健康診査など実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、収納率向上対策などに取組む必要があります。

雇用状況が改善しつつあるとはいえ、経済不況の影響は大きく、わが国の生活保護の被保護者、保護率は依然として増加を続けています。

本町においても高齢化や失業などの影響による生活保護に関する相談は、平成18年で約18件、平成19年で約23件、平成20年では8月の時点で既に15件と増加傾向にあります。

このような中、今後とも、社会・経済情勢の影響を最も受けやすい立場にある被保護者に対し、生活保護制度を適正に運用するため、社会福祉事務所や民生児童委員と連携して、各種の相談・指導・援助を充実する必要があります。

□ 施策の目的

すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、社会保障の充実に努めます。



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）：75歳以上または65歳以上で一定の障がいがあると認められた人が被保険者となる公的医療保険制度。
特定健康診査：生活習慣病の予防を目的に40歳以上の健康保険加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。
特定保健指導：特定健康診査の結果、生活習慣病になる危険性に応じて3つのレベル（積極的支援、動機づけ支援、情報提供）に分けられ、そのレベルに応じて実施される保健指導。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

□ 主要施策

(1) 国民健康保険事業の健全化

特定健診・特定保健指導など保健事業を推進し、被保険者の自主的な健康づくりを促進していくとともに、レセプト^{*}点検などを強化し、医療費の適正化に努めます。また、広報・啓発活動の推進や適正な税率の設定、滞納対策の強化を図り、保険税収納率の向上に努めます。

(2) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な運用

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の普及・啓発活動など制度の周知を図るとともに、広域的連携のもと、安定的かつ健全な制度運営に努めます。

(3) 低所得者福祉の推進

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生児童委員との連携のもと、相談・指導の充実に努めるとともに、生活保護制度などの適正な運用に努めます。

(4) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談の充実に図り、制度についての正しい理解を深め、年金受給権の確保に努めます。

□ 主要事業

医療費適正化対策事業	健康づくりの促進とともに医療費レセプト点検の充実強化や医療費の抑制などに取組み、国保運営の安定化を図ります。
国民年金啓発事業	啓発活動や相談の充実に努め、制度に対する正しい理解の浸透に努めます。

レセプト：医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
国民健康保険税収納率	%	87	↗	↗
被保護世帯数	世帯	88	↘	↘

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労意欲を持ち、健康な心と体を維持し、生活します。 ・ 健康管理意識を高め、自主的な健康づくりに努めます。 ・ 公的年金に加入します。国民年金一号被保険者で保険料を支払うことが困難な場合は免除申請の手続きを行い受給権の確保に努めます。 ・ 健康の阻害要因を早期に取り除き、就労して自立に努めます。 	<p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。 <p>【民生委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の代表として、町民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

第1節 社会教育の推進

□ 現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由な時間の増大などを背景として、心豊かな生活をおくるために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本町では、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館や図書館をはじめとする社会教育関連施設で、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成、「学校応援ボランティアリスト」への登録など指導する人材の確保などに努めています。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきています。これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、公民館・図書館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成などを行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

町民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子どもから高齢者まであらゆる世代のだれもがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

□ 主要施策

(1) 社会教育関連施設の充実

老朽化した中央公民館（生涯学習センター）の建替えの検討をはじめ、社会教育活動の拠点となる公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。



(2) 図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行います。また、移動図書館車の運行や学習支援、乳幼児からの読み聞かせなど図書館事業を充実し、幅広い読書活動を推進します。



(3) 特色ある社会教育プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、広大な地域性に配慮した各分館での講座の開催や、高齢化に対応した平成寿大学の充実など公民館講座・活動を中心とした、多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。また、「広報べつかい」や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実を図ります。

(4) 家庭教育の充実

核家族化・少子化の進行など子育て環境が大きく変化し、家庭教育の重要性が高まっていることから、「乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）」の現運営体制を強化するとともに、地域・学校と連携を図りながら親の学習機会の充実と「家庭教育」の重要性の啓発に努めます。



(5) 指導者の育成と団体等の活動支援

「学校応援ボランティアリスト」の作成をはじめ、団塊の世代への積極的な働きかけなど様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、分館活動への支援、各種の社会教

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

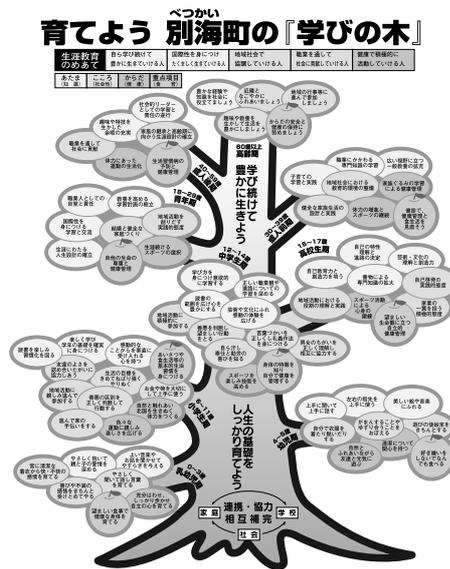
育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

(6) 学習成果の活用

学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、町民の学習活動を支援し、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

□ 主要事業

中央公民館（生涯学習センター）の建替え検討	町民のニーズに応える生涯学習センターの建替え検討を行います。
乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）の開催	就学前の子どもを持つお母さんが集まり、明るく元気に物事が出来る子どもたちを育てるため、母親としての育児の要領などを学ぶ場として、すくすく学級を開催します。
学校応援ボランティア	様々な知識や技能を持つ地域の「人材」を登録・リスト化し、ボランティアとして学校に派遣します。
図書館資料整備事業	町民のさまざまな学習・読書活動にこたえられるような蔵書や環境の整備を行います。
平成寿大学	60歳以上を対象に学習機会を提供し、自ら教養を高め、社会的活動に参加する喜びや生きがい意識を持った生活を送ってもらえるよう、実践教養など学習機会を提供します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
生涯学習出前講座開講数	件	35	→	→
学校応援ボランティア利用件数	件	16	↗	↗
学校応援ボランティア登録者数	人	57	↗	↗
公民館利用者数	人	61,276	→	↗
公民館講座開設数	講座	20	↗	→
平成寿大学受講者数	人	392	↗	↗
乳幼児母親家庭教育学級参加者数(親)	人	104	↗	→
町民一人あたりの図書購入費	円	398	↗	↗
図書館蔵書冊数	冊	126,739	142,000	159,000
町民一人あたりの貸出冊数	冊	3.93	4.2	4.5
図書館利用者数	人	25,636	↗	↗
中央公民館(生涯学習センター)の 建替え検討	-	-	計画策定	建設

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを通じて町の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。 ・ ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。 	<p>【地域団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学びあう仲間づくりを図ります。 ・ 地域の課題解決に取り組みます。 ・ 地域の子どもは地域で育てる意識を高めます。 ・ 団塊世代の活躍の場をつくります。



第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

第2節 学校教育の充実

□ 現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

本町の学校数は、平成20年5月現在、町立小学校11校（児童数1,004人）、中学校9校（生徒数467人）から、平成21年3月には豊原、美原小学校が閉校し、小中学校合わせて18校となっています。

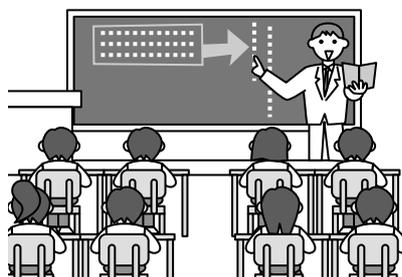
本町ではこれまで、学校施設の計画的整備はもとより、情報化の対応に向けた全小中学校へのパソコン設置、ALT^{*}の配置など国際化への対応、環境教育の取組みなど社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策、教育環境の整備を積極的に進めてきました。また、不登校児童の学校復帰に向けた適応指導や相談業務を行う教育支援センター「ふれあいるーむ」を開設しています。

しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実、老朽化した学校施設の計画的な整備や耐震化などが課題となっています。

このため、学校施設の整備を検討・推進し、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育^{*}の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実など総合的な取組みを一体的に進めていく必要があります。

□ 施策の目的

次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、新たな「適正配置計画」に基づく学校施設・設備の計画的な整備など幼・小・中が一体となった総合的な教育環境の向上に努めます。



ALT：外国語指導助手。

特別支援教育：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や学習活動に向けた主体的な取組みを支援する教育。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主要施策

(1) 幼児教育の充実

幼稚園と保育園の役割分担について調整を図りながら、幼保一元化の推進を図るとともに従来の幼稚園間の研修など交流に加え、新たに幼稚園と保育園の交流も積極的に展開し、家庭・地域・幼稚園の連携強化に努めます。また、幼稚園施設については、老朽化した幼稚園の改築など小・中学校の再編計画と空き教室の利用も視野に入れて計画的に整備を進めます。さらに、園児の母親が中心となり活動している絵本の読み聞かせなどボランティア活動を支援します。

(2) 学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、小学校での英語授業導入に伴うALT^{*}の増員など、国際化・情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、学校検診における専門医の確保など児童・生徒の健康管理体制や児童・生徒に対する相談体制の充実など学校と家族・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。さらに、毎年各学校を巡回し、質の高い演劇や音楽にふれる機会である「青少年芸術劇場」を実施します。また、教育指導体制については、教職員が時代の要請に基づく効果的な教育が実践できるよう研修の充実を計画的に進めます。



(3) 学校施設の整備

老朽化している学校施設の改築の検討をはじめ、耐震化やセキュリティ設備の導入など安全・安心な教育環境を確保し、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。また、教職員住宅については、老朽化などの実態を把握し計画的に整備を進めます。

(4) 特別支援教育の推進

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別教育支援員・介護員などの配置を検討するなど特別支援教育の充実を図るとともに、幼・保・小の連携により適切な就学相談・指導に努めます。

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

(5) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育支援センター「ふれあいるーむ」における相談・指導の充実、カウンセラーの配置に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(6) 学校給食の充実

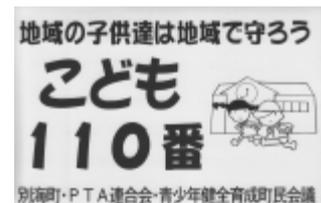
老朽化した学校給食センター改築などの検討をはじめ、調理器具など設備の更新を図るとともに、地産地消^{*}や食育の視点に立った取組みを進めます。

(7) スクールバスの効果的な運行

本町では、広大な地域特性から、スクールバスの運行は学校教育に欠かせないものとなっております。今後も、児童・生徒の負担の少ないスクールバスの効果的な運行に努めるとともに、計画的なバスの更新を図ります。

(8) 子どもの安全性の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進をはじめ、別海町地域安全情報「まもめーる」の配信、防犯ブザーの配布、「こども110番の家」の設置、さらには保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。



(9) PTAとの連携

各学校で父母と教職員が協力して取り組んでいる多種・多様な実践活動や組織の充実を支援します。また、登下校時の指導をはじめ、「地域の子どもは地域でまもる」という地域住民と一体となった活動を展開するなど青少年の健全育成を図るため、PTAとの連携を積極的に図ります。

(10) 高等教育機関への就学支援

地域活性化とそのための人材育成を進めるため、奨学資金制度など高等教育機関への就学支援を図ります。

地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主要事業

各学校建物耐震化推進事業	計画的に耐震診断を実施し、調査結果に基づき耐震補強工事を行います。
ふれあいるーむ推進事業	いじめや不登校などの心の問題に対し、教育支援センター「ふれあいるーむ」における相談・指導を実施します。
学力向上推進事業	学習指導要領改定に伴い、基礎・基本的学力向上と、外国語指導助手を増員し、小学校外国語活動に対応します。
幼保小中高一貫教育推進事業	児童・生徒の学力と体力を伸ばすため、代表者などによる研究協議機関を立ち上げ、本事業を推進します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
外国語指導助手中学校目標授業時間 達成率	時間	560	900	1,000
	%	100	100	100
不登校生徒数(小・中学校)	人	10	↘	↘
教育用コンピューター普及台数	人/台	1人/1台	1人/1台	1人/1台
耐震構造になっている小中学校の割合	(校舎)	%	67	80
	(屋体)	%	55	70
学校給食センター改築などの検討	-	-	計画策定	改築
給食残食割合	%	15	↘	↘
給食の地元調達率(地産地消)	%	現在牛乳のみ100	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<p>【児童・生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心豊かに自ら学び、たくましく生きていきます。 <p>【家庭・保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の維持管理に協力します。<small>しつけ</small> 家庭における基本的な生活習慣、躾を身につけさせます。 子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせます。 	<p>【地域・PTA】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における児童・生徒の健全育成を支援します。 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

第3節 青少年の健全育成

□ 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化に伴い、青少年を取巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。特に情報化の進展によるパソコンや携帯電話などのネット上でのいじめなどが増加傾向にあります。

本町では、友好都市である枚方市の中学生と町内の中学生との交流事業（ふれあいの翼）、芸術作品の鑑賞機会の提供、子ども会リーダーのつどい、青少年リーダー養成事業への派遣支援、別海高校在学生の酪農後継者を海外に派遣する国際交流事業などによる青少年に対する体験・交流機会や社会参画機会の提供、子ども会など団体活動の支援などを行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、本町の子どもたちの肥満や生活習慣の乱れは問題であり、生活習慣の改善は、子どもたちの「生きる力」の根幹にかかわる重要な課題であるという認識を家庭・学校・地域が共有する必要があります。

今後とも、青少年の健全育成は本町の重要課題であるという認識に立ち、町ぐるみで体制の充実を図り、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。



□ 施策の目的

青少年が本町の次代の担い手として健全に育成されるよう、町民が一体となって健全育成活動を積極的に推進します。

□ 主要施策

(1) 青少年健全育成体制の整備

青少年健全育成関係団体を中核に、家庭・学校・地域が一体となった健全育成体制の整備を図ります。

(2) 健全な社会環境づくり

関係機関・団体を中心とした非行防止活動などの各種の活動を促進し、健全な地域社会環境づくりを進めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(3) 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育に関する教室・講座の開催、読書活動の推進や広報・啓発活動の推進、幼・保・学校と家庭の連携など地域の教育力向上に努めます。また、「早寝・早起き・朝ごはん、テレビを止めて外遊び」をスローガンに青少年の生活習慣改善に全町的に取り組みます。



別海町生活習慣改善スローガン

早寝、早起き、朝ごはん テレビを止めて外遊び

別海町小中学校PTA連合会・別海町教育委員会

(4) 青少年の体験・交流活動等の促進

各種教室・講座の開催や交流事業を通じ、青少年の様々な体験・交流活動や社会活動などの機会の充実を図り、活動の活発化を促進します。

(5) 青少年団体の育成

地域と連携して、子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体の育成に努めるとともに、研修・交流などを通じて青少年リーダーの養成や指導者の育成・確保に努めます。

□ 主要事業

アドベンチャースクール・少年体験塾・チャレンジスクール	学校や家庭で体験できない野外活動や社会活動を通じて、探究心や忍耐力を養うとともに、集団生活の中で社会性・創造性・自立性など「生きる力」を育むことを目標として活動します。
子どもの生活習慣改善事業	「早寝・早起き・朝ごはん・テレビを止めて外遊び」の標語を町民に周知し、奨励を図り、家庭・地域・学校が一体となり、児童・生徒の健全育成活動と生活習慣の改善を推進します。



活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健康やかに暮らせる福祉のまち
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
乳幼児母親家庭教育学級参加者数	人	104	↗	→
子供向け講座などの事業数	講座	11	→	→
祭事事業参集人員数	人	1,265	↗	↗
子ども会結成ブロック数	ブロック	7	→	→
子ども会育成者数	人	401	→	→
お話し会への参加者数(図書館開催)	人	865	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域での青少年健全育成・環境づくりに努めます。 ・社会の基本である家庭の教育力向上に努めます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な環境づくりを進めます。 ・子供会などで主体的に青少年健全事業に取り組みます。 ・安全、安心な地域づくりに取り組みます。 ・地域の子どもは地域で育てる意識を高めます。 ・地域の教育力を高めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に協力します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第4節 地域文化の振興

□ 現状と課題

人々の価値観がますます多様化する中で、人生に^{たの}しみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心が一層高まっています。こうした機運を背景として、優れた芸術・文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術・文化活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな芸術・文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など地域における芸術・文化の振興、蓄積や発信が求められています。

本町では、文化連盟が中心となって、公民館を活動拠点として多種多様な芸術・文化活動が行われています。また、郷土資料館、加賀家文書館、図書館などの施設でも、資料の提供や講演会の開催により町民の芸術・文化団体の自主的な活動を支援し、多様な文化行事を展開しています。

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実などに努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財の調査などを進めています。

また、老朽化した郷土資料館の整備の検討とともに、今後とも適切な調査や保存・活用などに努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

□ 施策の目的

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存・活用を図ります。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

□ 主要施策

(1) 芸術・文化施設の整備充実

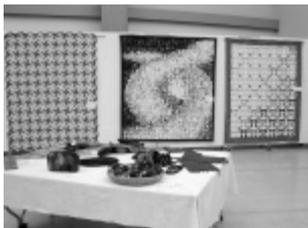
老朽化の進む郷土資料館の整備の検討、芸術・文化活動に対応できる施設・設備の充実の検討や既存施設の維持管理体制の充実を図ります。

(2) 芸術・文化団体、指導者の育成

文化連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

(3) 文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもとに進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。また、近隣市町村で開催される芸術文化公演などへの鑑賞支援を行います。



(4) 文化財の保存と活用

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を推進します。また、民俗芸能などの無形文化財についても、郷土芸能保存会など保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する町民への意識の向上を図ります。また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主要事業

地域文化祭	地域間及び異世代交流を通して、風土に根ざした芸術・文化活動を振興し、個人・各サークル団体などが一体となったまちづくりを推進するため、地域文化祭を開催します。
各種芸術鑑賞事業	優良芸術文化鑑賞事業を通して、町民への関心と理解を深め芸術文化にふれあう機会を提供し、芸術の裾野を広げます。
文化財保護事業	埋蔵文化財包蔵地の確認踏査を実施し、保護保存の徹底と歴史文化の情報を積極的に発信します。
郷土の歴史・自然講座	町の歴史や自然に関する講座を開設し、ふるさと別海への愛郷心の高揚を図ります。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
文化財施設の入場者数	人	456	↗	↗
適切に保存されている埋蔵文化財件数	件	85	→	→
図書館開催イベント参加者数	人	20	↗	↗
文化祭の参加者数	人	8,000	↗	↗
文化連盟加盟団体数	団体	127	→	↗
芸術文化講座開催数	講座	11	→	→
郷土資料館の整備	-	事業化の検討		
資料基本台帳登録数	点	1,917	↗	↗
歴史や自然に関する調査研究の件数	件	3	↗	↗
郷土資料館入館者数・利用者数	人	845	↗	↗
郷土資料館関係講座受講者数	人	501	↗	↗
資料の貸し出し件数(郷土資料館)	件	4	↗	↗
刊行物の作成数(郷土資料館)	冊	0	↗	↗

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら、芸術・文化に興味を持ち、活動に参加します。 ・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 ・自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化活動の振興に努めます。 ・地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。 ・地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

・文化財



野付半島沖マンモスゾウ化石群



西別開基の松



旧別海村営軌道風連線奥行白停留所



本別海



風連の檜林



マチカンパ群落地



野付の千島桜



奥行白駅



加賀家文書

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第5節 スポーツの振興

□ 現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町では、体育協会を中心とした数多くの団体が総合スポーツセンター^{*}や各地区の施設を利用し、活発な活動を展開しています。町では、これら団体の育成や自主的な活動の支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、パイロットマラソンや遊ぼっとスポーツinべつかいなどスポーツイベントの開催、指導者の確保、スポーツ合宿の受け入れなどスポーツ振興に関する多様な取組みを推進しています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたってだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備充実及び町民との協働により管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実などスポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

すべての町民が、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行い、健康の維持・増進と町内外におけるスポーツ交流が進められるよう、生涯スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

□ 主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、町民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

総合スポーツセンター：体育館、陸上競技場、野球場、温水プールなどから構成されるスポーツ施設。

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、特にメタボリック対策など健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。さらに、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの普及などを図ります。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努め、指導者協議会の充実を図るとともに、指導者登録制度^{*}の有効活用など地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブ^{*}の育成を図ります。

(4) スポーツイベントの充実

町民のライフステージ^{*}やニーズに合わせた各種スポーツ大会やスポーツ教室などの内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

(5) スポーツによるまちづくり・交流活動の促進

スポーツ合宿の受け入れを積極的に支援し、町内に点在する施設の有効活用と町民との交流事業を推進するとともに、パイロットマラソンなどの大会を通して町のPRと活性化を図り、スポーツによるまちづくりへの展開を促進します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

指導者登録制度：町内の体育指導委員や各種スポーツ団体の指導者を一括登録・管理し、個人情報厳守のもと、情報を提供するほか各種事業に派遣する制度。

総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。

ライフステージ：幼少年期、青年期、壮年期、老年期など人間の一生の段階区分。

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

□ 主要事業

パイロットマラソン大会 開催事業	地域や町民による協働のマラソン大会とし、スポーツ交流によるまちづくりと人づくりをめざします。
スポーツセンターまつり 開催事業	町内のスポーツ少年団員が一同に会して、指導者協議会や体育指導員、各少年団などが協力し、体力テストやニュースポーツにチャレンジして、団員の団結力と個人の能力開発と団員同士の交流を図ります。
総合型地域スポーツクラブ 設立支援	第2第3の地域スポーツクラブの設立をめざし、地域の健康づくりやスポーツの普及と交流を促進します。
健康づくり教室の充実	町民の健康づくりへ向け、福祉課や保健センターとの共催による健康づくり教室の充実を図ります。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
スポーツ施設の利用者数	人/年	183,000	↗	↗
パイロットマラソン参加者数	人	1,200	↗	↗
健康づくり事業への参加者数	人	1,650	↗	↗
1週間に1回以上スポーツをしている町民の割合	%	50	↗	↗
総合型地域スポーツクラブ組織数	団体	1	2	3

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。 ・指導者育成活動に積極的に参加します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが活用する施設について、管理運営に努めます。 ・スポーツ文化の普及と発展に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントへ協力します。 ・有資格者などの派遣に協力します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健康やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第4章 人を育てる学びのまち

～人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

第6節 交流時代への対応

□ 現状と課題

情報化の進展や交通網の発達などを背景に、人・物・情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。

また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取組みが求められています。

このような中、本町では、中学生の海外研修事業の実施支援や別海高校酪農経営科・農業特別専攻科生徒の海外酪農事情視察研修事業への支援など国際化に対応した人材の育成を進めています。また、中学生による大阪府枚方市との訪問・受入事業を行っていますが、今後、幅広い分野での交流が求められています。さらに、枚方市・名護市・四万十市・別海町の友好都市間で組織する友好都市サミット協議会では、2年に1回、開催地持ち回りでサミットを開催していますが、町民が参加できるイベントなどを開催し、友好都市の意義を広くPRする必要があります。

今後、国際化がさらに進む中で、国際感覚あふれる人材の育成や国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、人材育成の一層の推進をはじめ、町民主導の多様な交流活動の促進など積極的な対応が求められます。また、国内における地域間交流や大学・研究機関などとの交流も地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、さらなる促進が求められています。

□ 施策の目的

国際化時代、交流時代に対応した人づくりや地域づくりに向け、国際交流活動、地域間交流活動、大学・研究機関などとの交流活動を推進し、開かれたまちづくりに努めます。

□ 主要施策

(1) 国際交流体験の充実

海外派遣事業を実施支援し、派遣を通じて本町の未来を担う国際的視野と先見性を持った人材を育成します。

(2) 交流団体の活性化

多くの町民が交流を経験できるよう友好都市提携交流協会の会員を増やし、住民主体の交流活動を展開します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(3) 多様な交流・連携の展開

恵まれた自然や観光・交流資源、特色あるイベントなどの本町の特性を生かしながら、団体・企業・本町出身者などとの交流や文化・スポーツを通じた交流など多様な交流活動を促進します。また、地域資源を生かし各分野における大学・研究機関などとの連携・交流を展開します。

(4) 行政交流の充実

友好都市サミット協議会で開催するサミットを活用し、首長レベルでの意見交換や他都市の特徴的な施策などの情報交換を行い当町の行政運営に生かすとともに、連携事業や職員間の交流を行い各都市との連携を強めます。

□ 主要事業

海外派遣研修事業	海外への派遣を通じて、本町の未来を担う国際的視野と先見性を持った人材を育成します。
友好都市サミット協議会関係事業	友好都市サミット協議会で開催するサミットを活用し、連携・交流事業を行います。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
友好姉妹都市青少年交流実績人数	人	15	→	→
海外派遣事業の青少年参加者数	人	12	→	→
友好都市提携交流協会団体会員数	団体	26	30	35
友好都市への訪問人数	人	16	→	→
友好都市間の連携事業数	事業	3	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 交流先である友好都市の市民との積極的な交流を図ります。 友好都市交流団体に参加します。 地域間交流活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先の歴史や文化などについての十分な研修を実施します。 高等教育機関は、内部にある知的財産を活用し、福祉の向上に役立てます。 友好都市交流団体に加盟します。 地域間交流活動に参加・協力します。

活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健やかに暮らせる福祉のまち
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

第1節 市街地整備と景観形成

□ 現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地、道路網などが整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。また、景観法の制定により、自然・歴史・文化などを生かした個性豊かなまちづくりを協働で進めるための景観条例などを制定している自治体が増えています。

本町ではこれまで、良好な市街地環境づくりに努めてきましたが、社会・経済情勢の変化に伴い、商店街の衰退、空き店舗の増加、未利用地の増加などの問題が表面化し、計画的な市街地整備が必要となっています。また、景観に配慮したまちづくりへの意識が高まっており、別海町にふさわしいまちなみ景観の形成も課題となっています。

今後は人々が集う魅力ある市街地整備について、基本指針となる土地利用計画を策定し、町民と協働しながら土地の有効利用や景観形成を図る必要があります。



□ 施策の目的

豊かな自然環境と市街地環境とが調和した町の一体的かつ均衡ある発展に向け、土地利用関連計画の策定及び総合調整を図り、計画的な土地利用及び市街地環境の整備を推進します。また、町民の積極的な参画・協働のもと別海町にふさわしい景観の形成を図ります。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健やかに暮らせる
 福祉のまち
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

□ 主要施策

(1) 土地利用に関する基本指針の策定

本町の土地利用に関する総合指針として、住民参画のもと、土地利用の方向性（ビジョン）を示した土地利用計画を策定します。また、景観に配慮したまちづくりを進めるため、景観に対する町民意識のさらなる高揚を図りながら土地利用計画とリンクした景観計画を策定します。

(2) 適正な土地利用の推進

広報・啓発活動の推進などを通じ、土地利用関連計画や関連法、条例などについての周知に努めるとともに、これらの一体的な運用による適正な土地利用に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を図ります。

(3) 市街地整備の推進

住民参画のもと作成する土地利用計画に基づき、地域の特性に応じた地区計画をはじめ、道路や環境整備などの基盤整備を進めるとともに、国道・道道の整備と一体的な市街地整備を推進します。

(4) 美しい景観づくりの推進

本町の自然環境や特色などを生かした個性的で美しい景観づくりに向け、指針となる景観計画や条例などを策定し、町民との協働のもとに別海町にふさわしい景観づくりを図ります。

□ 主要事業

土地利用計画の策定	本町の土地利用に関する総合指針として、住民参画のもと、土地利用の方向性（ビジョン）を示した土地利用計画の策定に向けて取組みを進めます。
景観計画の策定	景観に配慮したまちづくりを進めるため、町民意識の高揚を図りながら土地利用計画とリンクした景観計画の策定に向けて取組みを進めます。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
市街地道路の舗装整備率	%	83	89	94
土地利用計画の策定	-	未実施	策定	
暮らしやすさに満足している町民の割合	%	50	↗	↗
景観計画の策定	-	未実施	策定	
景観づくりに取り組んでいる地域・団体の数	団体	0	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<p>【町民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と市街地環境との調和を大切にした土地利用に協力します。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・景観形成ガイドプラン作成に参画します。 ・まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。 ・土地利用計画策定に参画します。 <p>【地権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律を遵守して秩序と調和が保たれた土地利用と管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の方針に沿った土地利用に協力します。 <p>【開発事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。 ・土地利用計画策定に参画します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第2節 住宅・宅地の整備

□ 現状と課題

住宅は、町民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町では、これまで町営住宅などの整備を進めてきました。平成19年度に、よりよい住まい・住環境の形成に向け「別海町住宅マスタープラン」、「別海町公営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、福祉的視点や若者の定住促進といった視点を取り入れながら、町営住宅などの建替・改善などに取り組んでいます。

また、宅地については、民間による分譲や町における宅地造成・分譲を進めており、最近では別海市街、西春別駅前市街、西春別市街で分譲を行い、持ち家住宅の促進に努めています。

しかし、老朽化により建替などが必要な町営住宅もみられることから、これらへの対応が課題となっています。また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者などが安心して暮らせる住宅の確保なども求められています。さらに、若年層の定住促進やU・J・*ターンなどの移住者に向け、民間分譲地とのバランスを考慮しながら、未利用の町有地の分譲などに取り組む必要があります。

□ 施策の目的

定住の促進と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、住みよい住宅地の提供を進めるとともに、町営住宅などの建替などを推進します。

□ 主要施策

(1) 町営住宅の計画的な整備充実

各種指針に基づき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった観点に立ち、老朽化した町営住宅などの建替などに努めます。また、PFI*などの民間活力を導入した住宅整備についての検討を進めます。



U・J・Iターン：U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること」、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること」、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。
PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。Private Finance Initiativeの略称。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

(2) 住みよい住宅地の提供

定住・移住の促進による人口減少の歯止めと、安全・安心・快適な住環境の確保に向け、民間開発に配慮しながら、町有地の分譲など新たな住宅地の提供に努めます。また、民間住宅などの耐震診断及び耐震改修を支援します。

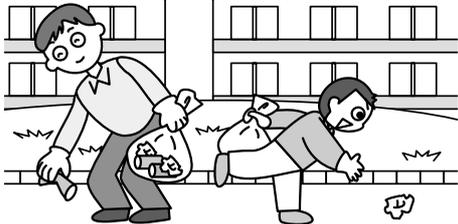
□ 主要事業

公営住宅等整備事業	ユニバーサルデザイン [*] に対応した町営住宅の計画的な整備を進めます。
個人住宅耐震改修の推進	町民の安全・安心を確保し、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用の一部を補助し、既存住宅の耐震改修の推進を図ります。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
町有宅地分譲売却率(町有地)	%	81	↗	↗
町営住宅などの建設予定戸数	戸	0	30	65
町営住宅などの火災警報器設置戸数	戸	139	375	375
町営住宅などの屋上防水補修棟数	棟	0	21	24
個人住宅の耐震化率	%	46	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・居住まわりの環境整備を行います。 ・力を出し合い日常の住環境管理を行います。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境整備を行います。 ・力を出し合い日常の住環境管理を行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる、だれにでも使いやすい施設・製品・情報の設計。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第3節 道路・交通網の整備

□ 現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本町の道路網は、国道3路線（243号・244号・272号）のほか、道道、町道で形成されており、地域高規格道路については、根室中標津道路（根室市厚床～中標津空港）及び釧路中標津道路（釧路市～標津町）の整備が進められています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきており、町道の舗装率は59%（平成19年4月現在）になり、全道市町村の平均舗装率56%を超えているなど利便性の高い道路網が形成されています。しかし交通量の増加や車両の大型化、高齢化社会が進展する中で、交差点改良や歩道整備などにより一層安全な道路の整備が求められています。

今後も、関係機関と連携しながら、地域高規格道路をはじめ国道・道道の整備を促進するとともに、町道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、町道の状況（舗装道路・砂利道・橋梁など）を把握した上で整備を進める必要があります。

また、本町の公共交通をみると、民間の路線バスや地域生活バスが運行されており、町内の各地区や周辺市町を結んでいます。また、別海市街地から約30分の距離に根室中標津空港があり、丘珠空港、羽田空港との直行便が発着しています。

これらは、広域的な移動手段として、また、町民生活における身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、その維持・確保、利便性向上などに努める必要があります。



□ 施策の目的

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

□ 主要施策

(1) 国道・道道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、地域高規格道路の整備促進をはじめ、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(2) 町道の整備

国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備計画を策定し、町道の整備を計画的・効率的に進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した安全で快適な道づくりを進めます。

(4) 公共交通機関の充実

町民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利用者の利便性向上に努めるとともに、人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実に努めます。

□ 主要事業

道路整備計画の策定	町道の整備を計画的・効率的に進めるための道路整備計画策定に向けて取組みを進めます。
町道等維持補修事業	道路・橋梁・排水などの維持補修を行い、安全で快適な道づくりを進めます。
地域生活バス購入事業	人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実に努めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
防雪柵の設置延長	km	16.0	16.6	17.6
橋梁架替え箇所数	箇所	4	4	5
市街地道路の舗装整備率	%	83	89	94
郊外地道路の舗装整備率	%	59	62	63
町営バスの乗降客数	人	56,108	53,000	57,000
乗降にやさしいバスの割合	%	25	50	100
環境にやさしいバスの割合	%	25	50	75

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通機関を利用します。 清掃活動や緑化などの道路環境美化活動に参加します。 	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。 町民ニーズや安全性を第一としたバスの運行に努めます。 交通環境のバリアフリー化に努めます。 別海町地域公共交通会議で町民代表との話し合いをします。 環境、乗降にやさしいバスの計画的運行を考えます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

第4節 水道の整備

□ 現状と課題

水道は、健康で快適な町民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

本町の水道事業は、上水道事業によって行っており、人口における普及率は、98.3%と高水準となっています。

摩周岳の麓から湧き出る清澄な水を水源に、これまで水需要に対応した配水管、配水池など各種水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきましたが、施設の老朽化のほか、水質基準の変更に伴う施設整備、災害に強いライフラインとしての施設の充実などが課題となっています。

このため、各種水道施設の計画的な整備及び拡張、統合などを計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実に努め、安全で衛生的な水の安定供給に努める必要があります。



□ 施策の目的

町民生活に欠かすことのできない、安全で良質な水の安定供給に向けて、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに水道事業の健全運営に努めます。

□ 主要施策

(1) 計画的な水道施設の整備

施設の老朽化に対応し、国営事業による配水管路の改修などを促進するとともに、機能診断を実施し、長期改修計画の策定のもと、取水施設、荒ろ過施設、別海浄水場などの水道施設の計画的な整備と長寿命化を図ります。

(2) 水道事業の健全運営

水道事業経営計画の策定のもと、事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(3) 水道水の水質管理

水質基準の変更に伴い、水資源の確保のため水源地周辺の環境保全に努めるとともに、高度浄水処理施設整備などを検討します。また、関係機関との連携のもと、水質検査の実施・公表や浄水処理の充実などを進め、水質管理体制の一層の強化を図ります。

(4) 災害対策の強化

災害に強い施設整備を図るとともに、災害発生時などの緊急時に必要な水を供給する応急給水体制や応急復旧体制の確立のほか、地域住民自らが行う災害用飲料水の備蓄などを促進します。

□ 主要事業

水道施設改修事業	安定した水道水供給のため、計画的に補修・改修を行い、水道施設の計画的な整備と長寿命化を図ります。
水道事業経営計画の策定	計画に基づき事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
石綿管の更新率	%	17	47	100

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 ・災害時に備えて概ね1人当たり3リットル以上の飲料水の備蓄をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 ・災害時に備えて概ね1人当たり3リットル以上の飲料水の備蓄をします。



第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

第5節 下水処理施設の整備

□ 現状と課題

河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道の整備が大きな課題となっています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理を進めています。

公共下水道については、特定環境保全公共下水道で別海・西春別駅前・走古丹の3処理区、漁業集落排水事業で尾岱沼・本別海の2地区、農業集落排水事業で西春別・上春別・中春別の3地区を整備しています。また、これら集合処理に適さない地域などについては、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

今後も、公共下水道事業を計画的に推進するとともに、すでに供用を開始している地域における接続促進及び施設の適正管理、整備区域外などにおける合併処理浄化槽の設置促進を図り、全町水洗化の早期実現に努める必要があります。

また、下水道などの整備は、多大な経費を要しますが、豊かな自然環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、さらなるコスト縮減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、さらには適正な使用料などについて、十分検討を行い計画的に進めていくことが必要です。

□ 施策の目的

公共用水域の水質保全と、快適な居住環境の確保に向け、地域特性に応じた下水道事業を推進し、全町的な水洗化を進めます。

□ 主要施策

(1) 公共下水道事業の推進

町民の理解と協力を求めながら、公共下水道事業を引き続き計画的に推進します。また、すでに供用を開始している区域については、接続を促進するとともに、施設の適正管理に努めます。

(2) 農業・漁業集落排水事業の推進

農業・漁業集落排水事業が供用開始となっている地区においては、接続を促進するとともに、施設の適正管理に努めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業の集合処理に適さない地域などにおいて、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。

(4) 下水道事業の健全運営

下水道接続率の向上をはじめ、施設の管理体制の充実や経費の節減、使用料の適正化を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

□ 主要事業

特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を過ぎた処理場機器などの更新を行います。
農業・漁業集落排水事業	処理施設の機能などが耐用年数を迎えることから、更新や機能強化を行います。
合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水を適切に処理する合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
汚水処理人口普及率*	%	76.5	80.8	83.3
合併処理浄化槽設置数	基	566	736	821

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が整備された場合は、速やかに接続して使用します。 ・異物（油や生ごみなど）を流さないように注意します。 ・合併処理浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。 ・単独浄化槽（トイレのみ）を使用している場合は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が整備された場合は、速やかに加入して使用します。 ・異物（油や生ごみなど）を流さないように注意します。 <p>【浄化槽利用維持管理組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な浄化槽の利用維持に向け努力します。 

汚水処理人口普及率：住民基本台帳人口に対する汚水処理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽などトイレの水洗化や生活雑排水を処理する施設）を使用できる状態にある人口の割合。汚水処理人口普及率が高いほど環境整備が進んでいるといえる。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

第6節 地域情報化の推進

□ 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進歩などに伴い、パソコンや携帯電話などの情報通信端末をはじめとする各種情報機器が急激に進化・普及するとともに、インターネットが爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が形成され、さらに拡大を続けています。

自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、いつでも・どこでも・だれでもがネットワークを利用できる「ユビキタスネット社会」の実現に向けた取組みが進められています。

本町では、地域情報化推進の基幹施設としてマルチメディア館を整備し、地域情報化を推進する各種事業を展開してきました。また、町民主導によるブロードバンド^{*}誘致活動が実を結び、町内7箇所において民間サービスが開始されています。また、広大な地域特性に対応して平成18年に高速無線LAN^{*}によるブロードバンド環境を整備してきています。さらに、地域ポータルサイト^{*}の開設をはじめ、各種システムの導入や更新など行政内部の情報化にも積極的に取り組んでいます。

今後、情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、町民への多様なサービスの提供や協働のまちづくりに向けた情報交流を図るとともに、地域間の情報交換やコミュニティ育成の手段としての活用、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取組みを一層推進していく必要があります。

□ 施策の目的

町民生活の向上と地域活性化に向け、情報基盤の整備とともに情報提供などの充実を図り、町全体の情報化を推進します。



ブロードバンド：高速な通信回線の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。

無線LAN：無線通信でデータの送受信をするネットワークのこと。

地域ポータルサイト：地域社会を基盤とするインターネットを介した情報交流の場。本町では地域ポータルサイトとして「べつかいテレビ(BTV)」を別海町マルチメディア館が運営している。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
 福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主要施策

(1) 町全体の情報化の推進

マルチメディア館の利活用を進めるとともに、地域ポータルサイトの充実を図ります。また、町民の要望に応じて、高速無線LAN事業の推進などブロードバンド環境を整備します。さらに、町民が手軽に地域の情報を得ることができる、地域コミュニティFMやケーブルテレビなどに代表される地域密着型情報発信基盤の整備を検討します。

(2) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、関係機関との連携のもと、インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムの構築を図ります。また、ホームページについて、その内容充実及び有効活用を図ります。



(3) 情報化に対応した人材の育成

町民及び職員の意識高揚と情報活用能力の向上に向け、情報通信技術に関する教育・研修を推進します。

(4) 情報セキュリティ対策の強化

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

□ 主要事業

地域ポータルサイトの活用と充実	地域情報の集約と情報交流・発信の場としての地域ポータルサイトの充実を図り、利活用者の拡大と利便性の向上を図ります。
-----------------	---

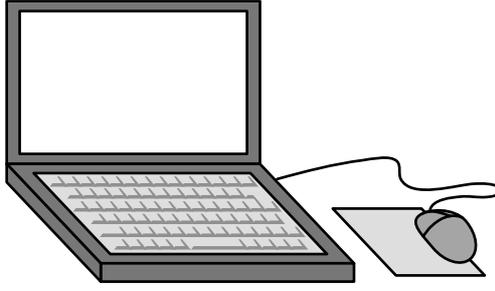
第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
地域ポータルサイト登録件数	件	23	↗	↗
マルチメディア館利用者数	人	8,923	↗	↗
高速無線LAN事業加入件数	件	114	↗	↗
高速無線LAN事業開通率	%	77.5	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術を利用することで生活の充実を図ります。 ・ 情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。 	<p>【地域、団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の利活用により地域の活性化を図ります。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。 ・ 利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ・ 情報通信技術を利活用しながら、地域住民との交流連携に取り組みます。 ・ 町と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第7節 消防・救急体制の充実

□ 現状と課題

生活様式の多様化や市街地への人口集中、高齢化の進行などにより火災発生要因は、複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。また、国においては、平成18年に消防組織法を改正し、消防力の強化のため消防の広域化に関する基本指針が示されています。

本町の消防体制は、常備消防として根室北部消防事務組合により消防署を設置しているほか、非常備消防として消防団が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

しかし、高齢化の進行などを背景に救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても団員確保の難しさや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

このため、消防の広域化や電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化などの動向を踏まえ、常備消防・救急体制のさらなる充実強化や地域での消防力の強化を図る必要があります。

□ 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化に努めます。



□ 主要施策

(1) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車など車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、訓練、研修を推進し、活動体制の充実強化を図ります。また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制のさらなる充実強化を図ります。

(2) 消防団の活性化

消防団の重要性などに関する町民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など消防団の活性化を推進します。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

(3) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED^{*}による救命処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。



□ 主要事業

消防救急無線デジタル化事業	電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化に向けた事業を行います。
各種講習会等開催事業	町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる救命処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。
自動体外式除細動器 (AED) 整備事業	町内の学校や公共施設などにAEDを設置します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
消防広域化の推進	-	道推進計画の策定	消防広域化の実現	-
消防救急無線デジタル化	-	道整備計画の策定	整備工事の実施	→
消防施設整備(改修含む)箇所数	箇所	事業化検討	事業計画の実施	→
消防車両などの整備(資機材含む)台数	台	事業化検討	事業計画の実施	→
救命処置講習会受講者数	人	690	800	↗
防火講習会開催数	開催数	回	11	↗
	受講者数	人	237	↗

AED：自動体外式除細動器。けいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
 福祉のまち

人を育てる学びのまち

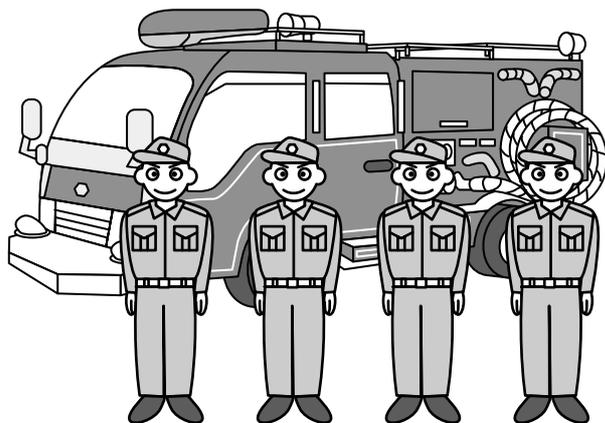
快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の訓練やその他の活動に参加し、防災意識の向上に努めます。 ・ 「自らの身は自らで守る」という意識を持ち救命講習会やその他各種講習会へ参加します。 ・ 消防団に参加します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 ・ 現場到着時間の短縮に向け出動区域を改めます。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な避難訓練や講習会などを実施し、顧客や従業員の安全確保を図り、災害後の物品などの提供に努めます。



第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

第8節 防災対策の推進

□ 現状と課題

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生し、防災に対する意識が高まる中、国民一人ひとりや企業などの発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、安全・安心な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

本町は、平成18年の低気圧による大雨、暴風、高潮などにより被害を受け、また、東方沖地震や十勝沖地震が発生しており、こうした風水害や地震による災害への備えとして、防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災訓練などの実施、防災知識普及のための各種講習会などの実施、食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄、避難施設・避難路などの整備などに取り組んできたほか、耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設などの耐震化を促進し災害に強いまちづくりを進めてきました。さらには、野付半島から走古丹地区までの海岸線は、建設海岸^{*}及び農地海岸^{*}に指定されていることから、海岸保全事業を積極的に進めてきました。

今後も、これまでの取組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる災害時要援護者^{*}への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織などの育成が必要となっています。

また、世界各地でテロなどが多発する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。

このため、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

□ 施策の目的

あらゆる災害や危機に対処できる安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画などの指針に基づき、効果的な対策の充実を図ります。



建設海岸：侵食の恐れのある海岸を守るための海岸保全区域の区分の1つ。国土交通省が管轄。

農地海岸：農地を波浪による浸食等から守るために指定される海岸保全区域の1つ。農林水産省が管轄。

災害時要援護者：災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には障がい者、傷病者、高齢者など。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
 福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主要施策

(1) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、食糧・飲料水・生活必需品の備蓄など総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

防災マップ、ハザードマップなどによる啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、木造住宅の耐震化の推進など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。



(3) 海岸地域の津波避難対策の充実

海岸地域の津波避難施設建設や防災行政無線など津波避難対策の充実を図ります。

(4) 海岸保全の推進

野付半島から走古丹地区における暴風・高潮などによる海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、海岸保全事業の推進に努めます。

(5) 災害時要援護者対策の充実

福祉関係部局や民生児童委員など関係機関と連携して、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者名簿やリストなどの作成、把握、共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

□ 主要事業

防災避難用品購入事業	災害時の避難生活で必要とする防災用品（食糧・飲料水・毛布）を購入します。
避難施設建設事業	本別海地区に避難所を建設します。
海岸保全対策事業	自然環境の保全及び地域産業の発展を図るため、海岸の浸食対策を関係機関へ要請します。
災害時要援護者避難プランの策定	関係機関連携のもとプランを策定し、横断的な避難支援体制を整備します。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
災害時要援護者避難支援プランの策定	-	策定中 (H21年度策定予定)	推進	推進・評価
災害時生活必需品などの備蓄率	%	35.1	↗	↗
自主防災組織結成率	%	54	↗	↗
防災拠点となる公共施設などの耐震化率	%	67.4	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らで守る」という「自助」の意識を持ちます。 ・平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をします。 ・避難所、津波避難場所などの確認や地域などで行う防災訓練などに積極的に参加します。 ・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に協力します。 ・消防団に参加します。 ・自主防災組織に参加します。 ・自らの命を守り、地域で助けあうことを基本に災害に対応します。 ・災害発生時に、日頃から高齢者などに声かけ、見守りをおこないます。 ・災害時に備え1人当たり概ね3リットル以上の飲料水を備蓄します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識を持ちます。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客や従業員の安全確保、災害後の物品などの提供に努めます。 ・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。 ・災害時には、ライフラインの確保などに全面的に協力します。 ・災害時に備え1人当たり概ね3リットル以上の飲料水を備蓄します。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第9節 交通安全の推進

□ 現状と課題

運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数増加などにより全国的に交通事故は増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。また、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられるようになり、その根絶が強く求められています。

本町では、交通事故の発生を防止するため、関係機関や交通安全指導員との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施、危険箇所への啓発看板の設置などを通じて、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備、道路の線形改良^{*}や歩道の整備を進めてきました。また、冬季の交通安全対策として、除雪体制の強化などを行っています。

今後も、町民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭での交通安全教育の実践をはじめ、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路などの実情を再点検・再確認し、交通安全施設の整備や歩道などの整備を進める必要があります。

□ 施策の目的

交通事故のない安全・安心な社会づくりをめざし、町民の交通安全意識の高揚、交通安全施設などの整備を進めます。

□ 主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

^{*}線形改良：急なカーブを緩やかにするなど道路を通行しやすく改良すること。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設をはじめ、信号機の設置、線形改良の促進、主要道路への歩道や防雪柵の設置など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。また、地域と連携した道路維持管理活動、除排雪活動の推進など安全な道路環境の維持を図ります。

□ 主要事業

交通安全意識の高揚	子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。
交通安全施設などの整備	町道区画線の整備やカーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の整備を行います。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	30	↗	↗
交通事故件数	件	29	↘	↘
交通事故死亡者数	人	1	↘	↘

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。 地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。 <p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもへの交通ルールと正しいマナーを伝えます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会、コミュニティを通じて、交通安全を啓発します。 安全な道路環境の維持に協力します。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する啓発、研修を実施します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第10節 防犯対策の推進

□ 現状と課題

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、だれもが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、子どもが被害者になる凶悪犯罪や振り込め詐欺の増加など犯罪からの安全確保が特に重要視されてきています。

本町では、警察や別海町防犯協会などの関係機関・団体と連携した啓発活動の推進、薬物乱用の防止、大麻・けしの除去、防犯灯の設置などに努めてきました。また、平成18年度に別海町防犯協会自主防犯組織が設立され、平成19年度には「別海町安全で住みよいまちづくり条例」を制定するなど地域住民の安全確保、犯罪の未然防止などの活動に取り組んでいます。

このような中、犯罪発生件数の増加には一定の歯止めをかけることができたが、社会環境の変化や核家族化などにより地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。また、犯罪が起きてしまった後の被害者救済についても取組む必要があります。

このため、今後も、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

犯罪のない安全・安心な社会づくりをめざし、町民の防犯意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動の促進などに努めます。

□ 主要施策

(1) 防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進し、町民の防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者など支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(2) 防犯活動の充実

各町内会や事業所及び小・中学校PTA連合会などの自主的な地域安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動の体制の強化を図ります。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

(3) 防犯灯の整備

犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、町内会との連携により必要な防犯灯の整備を進めます。また、維持管理費の削減に向け、町内会の協力を得ながら省エネ防犯灯設置への取組みを進めます。

□ 主要事業

防犯活動の推進	広報・啓発活動や情報提供などを推進し、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主防犯組織と連携し、町ぐるみの防犯活動の体制強化を図ります。
別海町振興奨励防犯灯整備事業	各町内会でを行う防犯灯（省エネ防犯灯を含む）の設置や電気料などの維持費に対し補助を行います。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
身近な犯罪発生件数	件	8	↘	↘
省エネ防犯灯の設置率	%	0	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身や家族の安全は自ら守るという意識を持って日常生活を送ります。(外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育など) ・自主的な防犯・地域安全活動を行います。 ・犯罪被害者問題に対する理解度や認識を高め、支援施策に協力します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。自治会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。 ・防犯灯の設置・維持管理に協力します。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。 ・使用車両への啓発ステッカーなどを掲示します。 ・関係する各種団体・事業所・行政機関と連携し犯罪被害者支援の施策に協力します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第11節 消費者保護の充実

□ 現状と課題

生活様式の多様化、情報化、高齢化などの進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求などいわゆる悪徳商法による被害が急増する傾向にあります。このためわが国では平成16年に消費者基本法が制定され、平成17年に消費者基本計画が策定されるなど消費者行政が推進されていますが、消費者取引の多様化及び複雑化を背景に、依然として悪徳商法などの被害や身近な製品による事故が多発しています。

本町においては、消費者が安心した生活を過ごすために、北海道立消費生活センター、消費生活相談推進員など関係機関との連携のもと、広報紙などを通じた消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及や消費生活苦情相談など消費者対策を推進しています。

しかし、本町においても消費に関わるトラブルが増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化してきているため、今後とも関係機関と連携しながら、消費者保護のための学習機会の拡充及び啓発や情報提供、相談業務の充実を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

消費者トラブルの未然防止などに向け、近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進します。

□ 主要施策

(1) 消費者生活情報と学習機会拡充・啓発の推進

関係機関との連携のもと、未成年や高齢者を中心に、消費者保護のための学習機会の拡充及び啓発を図るとともに、トラブルを未然に防ぎ、広報紙やホームページを通じた消費生活情報の提供に努めます。

(2) 消費生活相談の充実

トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、関連機関とのネットワーク化の推進をはじめ、消費生活センター的な機能の設置及び専門的な職員配置など消費生活相談体制の充実に努めます。

第5章 快適で安全なまち

～安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

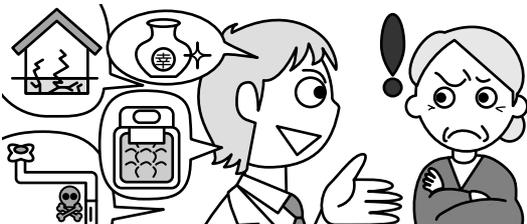
□ 主要事業

消費生活啓発・情報提供 関連事業	消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。
消費生活ネットワーク化 推進事業	多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め消費者被害防止のための体制拡充を図ります。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単 位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
消費相談件数	件	15	10	5
消費生活相談員(町)	人	0	1	2
別海町消費生活モニター数	人	10	12	15

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。 行政に対して、実態を報告します。 	<p>【地域、消費者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び消費者団体間で、情報の共有化に努めます。 消費生活情報の提供を行います。 消費者のための学習、啓発事業を実施します。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任ある商品やサービスを提供します。 適正な表示及び取引方法を実施します。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

第1節 住民参画のまちづくり

□ 現状と課題

近年の地方自治体を取りまく社会・経済情勢が大きく変化している中、町民から求められる行政ニーズも多種・多様化してきています。さらには地方分権が加速し、地方自治体が独自の責任により自立したまちを創造し、持続的に運営していくためには、町民とともに「協働」という手法はとても有効な手段であり、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく「協働のまちづくり」の実践が求められています。

本町では、平成19年度から一般公募の町民と町職員によって構成される「べつかい協働のまちづくり町民会議」を設置し、協働のまちづくりについての議論を進め、協働の仕組みづくりの基本方針となる「協働のまちづくり指針」の策定に向けた取組みを進めています。また、町民への情報公開やまちづくりに対する方向性の共有を目的に「今年のごと」の配布をはじめ、広報紙や地域ポータルサイト*を通じた広報活動を推進するとともに、各種アンケート調査の実施、地域や各種団体との懇談会など多様な広聴活動を行っています。さらに、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく各種行政情報の公開に努めているほか、各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会の設置などにより、積極的な住民参画に努めるとともに、多様な分野で各種住民団体やNPO*などとの協働のまちづくりを進めています。

こうした取組みを受けて、開拓の精神を受け継ぎ、社会貢献への関心や意欲を持って地域課題の解決に自主的に取組もうとする町民も増えてきています。

今後は、これらの取組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、協働のまちづくりの確立に向けて、多様な取組みを一層積極的に進めていくことが必要です。



地域ポータルサイト：地域社会を基盤とするインターネットを介した情報交流の場。本町では地域ポータルサイトとして「べつかいテレビ(BTV)」を別海町マルチメディア館が運営している。

NPO (Nonprofit Organization)：民間非営利団体。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健康やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

□ 施策の目的

町民と行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のまちづくりをめざします。

□ 主要施策

(1) 「協働のまちづくり指針」に基づく住民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズによる課題に対応し、町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、「協働のまちづくり指針」を策定し、各種行政計画の策定における委員などの一般公募、ワークショップ、パブリックコメント^{*}の導入など町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。また、協働のまちづくり推進に向けた職員の育成、意識改革を推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、公募による広報モニター^{*}の設置やNPOなどによる広報紙づくりを検討します。また、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開ガイドラインを整備し、円滑な情報公開を推進します。

(4) 住民団体、ボランティア等の育成・支援

各種住民団体の自主的な活動を育成・支援していくほか、これからの市民活動^{*}の中核となる中間支援センターの設置を検討します。なお、センターの運営について、各種住民団体からの意見を取り入れた機能的な運営に努めます。また、行政においても専門の相談窓口となる部署の設置を検討するなど新たな住民団体やボランティア、NPOの創設を支援します。さらに、ボランティア活動やNPO活動が広く理解され、だれもが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図るとともに活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

パブリックコメント：公的な機関が計画などを策定する際に、事前に広く意見などを求める手続。

市民活動：営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、自発的かつ継続的に行われる活動。宗教活動や政治活動を主な目的とする活動は含まない。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 主要事業

協働のまちづくり指針の策定と住民参画の推進	べつかい協働のまちづくり町民会議からの提言を受け「協働のまちづくり指針」の策定に向けた取組みを進めます。また、策定する指針に基づく住民参画や体制づくりを進め、協働のまちづくりを推進します。
今年のしごと作成事業	協働のまちづくり推進のサポート資料として、事業の内容や財政状況などを説明する「今年のしごと」を作成します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
協働のまちづくり指針の策定	-	検討中	策定・推進	推進・評価
パブリックコメント実施件数	件	0	↗	↗
広報モニターとしての町政 (広報)への住民参画数	参画人数	0	6	6
	参画割合(%)	0	70	100
町民の広報満足度	%	50	↗	↗
市民活動団体数	団体	未調査	↗	↗
HPによる意見収集件数	件	76	200	400
町ホームページへのアクセス数(年間)	件	292,124	400,000	600,000
町ホームページへのページビュー数(年間)	件	4,332,371	6,000,000	9,000,000



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

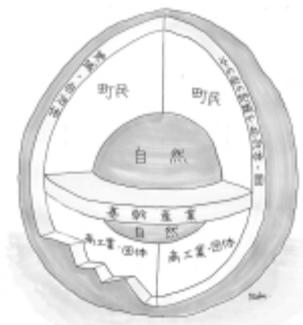
資料編

第6章 参画と協働でつくるまち

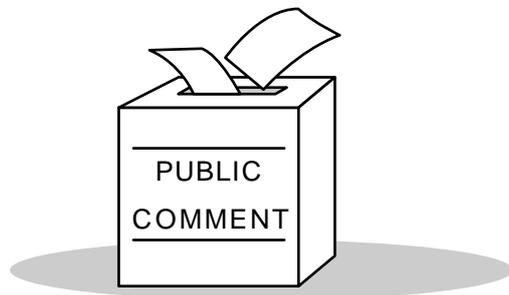
～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙など町政に関する情報の把握に努めます。 ・町政モニター、パブリックコメント制度、町民アンケート、地域懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。 ・広報やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。 ・住民活動の状況（形態）を把握します。 ・地域情報の共有に努め、さらに町民間の情報を公開しあうことで、本町への関心と愛着を持ちます。 ・町政に積極的に参画します。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域・団体・事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ・相互の連携をとるようにします。 【地域・団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・協働のルールづくりから、評価・監視に努めます。 【地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内に広報紙の配布コーナーを設置します。 ・事業活動や産業振興などにおいて、町政に対して必要な提言を行います。 【団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報紙を活用し、地域に活動内容や事業の紹介に努め活気あるまちづくりを展開します。



別海型 協働の概念図「協働の卵」



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

第2節 コミュニティ活動の促進

□ 現状と課題

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、コミュニティ活動^{*}は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

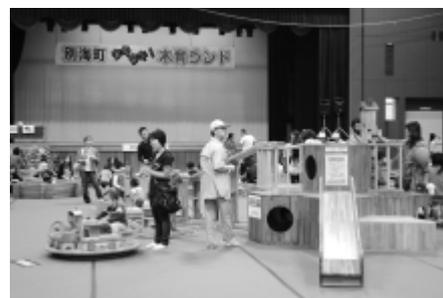
しかし、近年、少子化や核家族化、若年層の流出、山間地域における集落住民の減少、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられるなどコミュニティ活動の活性化が大きな課題となっています。

本町では、コミュニティ活動の活性化に向け、べつかい協働のまちづくり補助金の交付により、町民の自発的活動の促進や地域社会経済の活性化を図っています。また、コミュニティ施設の管理について、指定管理者制度^{*}や地域の自主管理へ移行し、弾力性や柔軟性のある施設の運営及び経費の節減が進められています。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。このため、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

自主的なコミュニティ活動の活性化と地域からのまちづくりに向けたコミュニティ^{*}の確立を促進します。



コミュニティ活動：地域社会において行われる活動。

指定管理者制度：公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO法人など法人その他の団体に代行させることができる制度。

コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

□ 主要施策

(1) コミュニティ活動の活性化支援

地域での課題解決に向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。また、町内会や地域団体との連携などネットワークづくりを支援します。さらに、拠点となる施設整備への支援などコミュニティ活動の活性化を促進します。

(2) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(3) コミュニティ施設の自主管理の促進

コミュニティ施設の老朽化が進んでいることから、施設の現状を把握するとともに、地域人口の減少に伴う施設の統合・廃止・譲渡などの検討を含めて長期的な維持補修計画を作成し、施設の長寿命化や経費の節減を図ります。また、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。

□ 主要事業

べつかい協働のまちづくり推進事業	地域社会や経済に活性化を与え、広く町民参加が見込まれる公益性のあるまちづくり活動を支援します。
コミュニティ助成事業	(財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」により、本町におけるコミュニティ団体の活動に対する支援を行います。
地域会館等整備事業	地域会館などの維持補修や改修を計画的に進めます。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

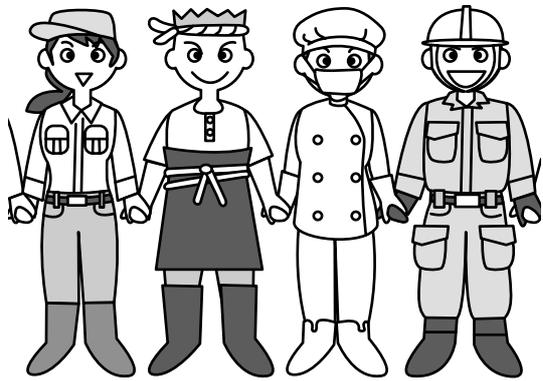
参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
まちづくり補助金交付件数	件	5	↗	↗
ボランティア活動に参加している町民の割合	%	未調査	↗	↗
市民活動団体数	団体	未調査	↗	↗
町内会へ管理委託している施設の割合	%	97	100	100

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会を支える主体である町民が、個々の能力などを地域のために還元します。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・公募される審議会や委員会に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題・問題について地域住民が感心を持ち、町内会、NPOやボランティア団体を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動に努めます。
	

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

第3節 人権の尊重

□ 現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利です。

平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

しかし、いじめや不登校の問題、障がい者の社会参加を阻む各種障壁、高齢者社会の進展による介護問題などをはじめ、近年では情報化におけるインターネットなど新たなメディアによる性・暴力的な表現などの人権侵害が増加しつつあり、さらには、国際化や少子化など、社会状況の変化に伴う新たな人権問題も生じています。

本町においても、町民一人ひとりが人権尊重の精神のかん養に努め、人権が尊重される社会を実現するために必要な施策を推進してきました。

今後もこれらの社会状況を視野に入れ、これまでの人権教育・啓発によって培われてきた成果や手法を踏まえ、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根づかせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。

□ 施策の目的

様々な人権問題の解消に向け、町民一人ひとりの人権感覚を育み、人権尊重社会の形成をめざします。

□ 主要施策

(1) 人権啓発と人権教育の推進

あらゆる差別や偏見に対し、関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会を通じた人権啓発と人権教育を推進します。

(2) 人権問題に関する相談体制の充実

関係機関との連携のもと、あらゆる人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 主要事業

地域人権啓発活動活性化事業	人権の花運動、人権の種運動などを行い、人権尊重感覚の普及・高揚を図ります。
---------------	---------------------------------------

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
イベント時の啓発事業回数	回	1	→	→
人権相談事業開設回数	回	4	→	→
人権教育啓発事業実施校数	校	1	→	→
虐待や暴力に関する相談窓口数	箇所	1	→	→
障がい相談の受理件数	件	844	→	→
障がい者相談支援事業(町)	件	235	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。 ・認知症に対する正しい知識を持ち、適切に、自然に認知症の人やその家族とお付き合いをします。 	<p>【地域、団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の啓発や運動を行います。 ・町の人権推進事業を理解し実践します。 ・人権尊重に関する各種活動を支援します。 ・認知症の方を養護している方々への支援活動を行います。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での人権学習、人権啓発を実践します。 ・雇用や待遇による差別を撤廃します。 ・認知症サポーター養成講座を事業所内で開催し、啓発します。



活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健やかに暮らせる福祉のまち
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

第4節 男女共同参画社会の形成

□ 現状と課題

人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、職場・地域・家庭などあらゆる分野における女性の能力発揮への期待が高まっています。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っているため、男女の不平等感の解消と社会の対等なパートナーとして尊重しあう意識づくりが求められています。また、職場や地域社会において方針決定の場への女性の参画が少なく、女性の就労条件は各種社会制度の整備が進められていますが、まだ十分とはいえない状況にあります。さらに、家庭生活においては、家事・育児・介護など依然として女性が担っており、男性が積極的に参画しているといえない状況がみられます。

このため、男女がお互いに人間としての性差^{*}を認めあつたうえで社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう、意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

男女共同参画社会の形成に向け、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。

□ 主要施策

(1) 男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくり

各種委員会などへの女性の積極的な登用や、町政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、女性の参画機会の拡充に努めます。

(2) 男女共同参画社会を実現するための意識の改革

広報・啓発活動や学校教育、社会教育など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。

^{*}性差：男女の性別による違い。生物学的な違いだけではなく、職業適性や価値志向の違いなどの社会的、心理的差をいいう。

(3) いきいきと働くことができる環境の整備

男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発や、女性がそれぞれのライフステージ*で積極的な社会参画が可能となる環境整備、就業支援に努めるとともに、仕事と家庭生活、地域生活との両立に向けた啓発などに努めます。

□ 主要事業

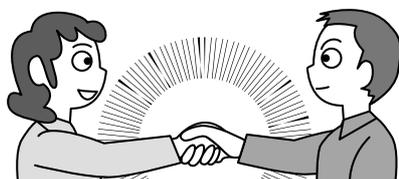
男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動や様々な場を通じた意識改革の推進や就業支援などに努め、真の男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。
-----------------	---

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
町の審議会などへの女性登用率	%	25	↗	↗

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画の推進に努めます。 ・家事、子育て、介護などは家族がお互いに協力しあいます。 ・お互いを社会の対等なパートナーとして認めあい、尊重します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分担意識に基づく慣習などを見直し、地域における男女共同参画を推進します。 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。 ・雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境をつくります。



ライフステージ：幼少年期、青年期、壮年期、老年期など人間の一生の段階区分。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

第5節 北方領土対策の推進

□ 現状と課題

北方領土返還要求は半世紀以上にわたって続いていますが、未だ解決していない状況にあり、返還要求運動は元島民に代わって、2世、3世へと受け継ぐ時代となってきています。

これまで、国・北海道・関係団体との連携のもと、四島ビザなし交流事業の推進、各種イベントでの返還要求署名活動、広報紙・ホームページへの掲載など啓発活動を行ってきました。また、領土問題は、北方領土に隣接する北海道、近隣市町だけの問題ではなく、日本国の問題であると認識するためにも、東京での次世代後継者によるアピール行動を実施し、全国民に意識の高揚と喚起を促しています。

今後も国や北方領土に隣接した北海道や市町、関係団体が一体となり、連携しながら事業の推進、次世代後継者の育成、早期返還に向けた取組みを一段と強化していく必要があります。

□ 施策の目的

国や北方領土に隣接した北海道や市町、関係団体が一体となり、連携しながら事業の推進、次世代後継者の育成、早期返還に向けた取組みを一段と強化するとともに全国民に意識の高揚と喚起を促します。

□ 主要施策

(1) 北方領土問題の啓発と意識の喚起

国・北海道・関係団体との連携を図りながら事業を推進し、北方領土問題の啓発と意識の喚起を図ります。また、町独自のホームページ作成・更新など情報発信を行います。

(2) 北方領土返還運動を推進する次世代の育成

次世代の北方領土問題の意識向上を図るための研修の場、学習機会の充実を図ります。



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料
編

(3) 北方領土返還に向けた交流事業の推進

早期返還に向け、北方四島交流事業の充実を図ります。

(4) 北方領土隣接地域振興等事業の推進

北方領土に隣接する本町において、地域の振興及び町民生活の安定に関する各種事業を推進します。



□ 主要事業

返還要求運動の推進	関係機関との連携を図りながら、返還要求運動を推進します。
北方四島ポータルサイト 推進事業	ポータルサイト*を活用した北方領土の歴史・文化の伝承やウェブカメラを通じた国後島のリアルタイム映像をインターネット上で広く公開することで北方領土問題に関する世論の喚起を図ります。
北方領土隣接地域振興等 事業	北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するため、産業の振興及び交流の推進に向けた各種事業を行います。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
返還要求署名数	人	5,120	7,000	10,000
北方四島交流事業 訪問回数	回	17	17	20
北方四島交流事業 受入回数	回	9	9	10
北方領土まで歩こう会参加者数	人	100	200	250

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 返還運動や返還運動事業へ積極的に参加し、返還に向けた意識の高揚を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 返還運動や返還運動事業へ積極的に参加し、返還に向けた意識の高揚を図ります。 各種団体などで独自の事業に努めます。

*ポータルサイト：インターネットを介した情報交流の場。

活力ある産業のまち
 自然と共生するまち
 健やかに暮らせる
 福祉のまち
 人を育てる学びのまち
 快適で安全なまち
 参画と協働でつくるまち
 資料編

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

第6節 時代に対応した自治体経営の推進

□ 現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、町民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

本町においては、これまで行財政改革推進計画などの指針に基づき、行政組織の再編をはじめ、人件費を中心とした歳出の削減、事務事業の再構築、情報化の推進、人材育成などによる効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

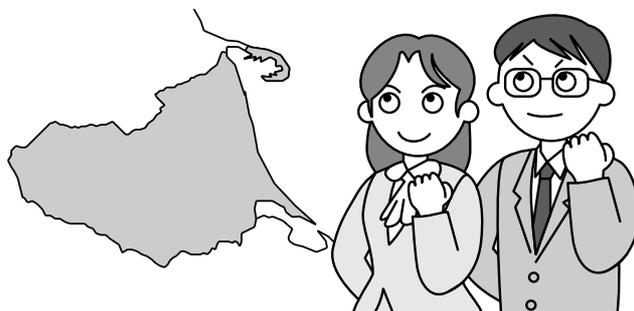
しかし、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進などにより、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、持続可能な自治体経営を進めていくためには、時代の変化に対応した新たな行財政システムの構築に向けて、行財政改革を計画的かつ積極的に推進していくことが必要です。また、財政健全化法や新公会計制度の施行にあわせた行政への信頼確保と情報開示の徹底が求められています。

さらに、国からの権限移譲が進められることに加え、国が提唱する定住自立圏構想^{*}の進展により、地方自治体の役割がますます大きくなることが予想されるため、町民に身近なサービスについては町が担っていくとともに、広域的な対応が可能な事務・事業については周辺自治体との連携も視野に入れ検討する必要があります。

□ 施策の目的

地方分権時代に即した真に自立の道を歩むために持続可能な自治体経営の推進に向け、さらなる行財政改革を積極的に進めます。



定住自立圏構想：広域連携のひとつで地域住民が定住できるよう市町村間で協定を結び、医療など生活に必要な都市機能を確保する構想。

□ 主要施策

(1) 行政改革の推進

行財政改革大綱などにに基づき、時代に即応した組織・機構の改革をはじめ、行政評価システムの導入、事務事業の管理の徹底、補助金・交付金の適正化と見直し、民間活力の導入検討（指定管理者制度*、アウトソーシング*、PFI事業*、ESCO事業*など）、第三セクターの健全化、定員管理の適正化、職員の能力開発の推進、人事評価制度の構築など行政改革を積極的に推進します。

(2) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを行い、徹底的な節減・合理化を進めます。また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上などに努め、自主財源の確保と国・道の各種制度の有効活用を図ります。

(3) 効果的・効率的な財政運営の推進

中期財政推計の作成及び財政推計の公表、連結バランスシート*の作成など財政状況の分析・公表を行い、事業効果や重要度、緊急度などを総合的に勘案しながら事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営に努めます。また、町立別海病院事業、水道事業など地方公営企業の経営健全化を推進します。

(4) 職員の意識改革の推進

自立の道を歩むために持続可能な自治体経営の推進に向け、職員の人材育成などを目的とする人事評価制度やセクションにとらわれない柔軟な発想を引き出し、町政運営への参加意欲を高めるための職員提案制度などを導入し、職員のさらなる意識改革を図ります。

(5) 広域行政の推進

行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、様々な分野で周辺自治体などとの広域行政を推進します。

指定管理者制度：公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO法人など法人その他の団体に代行させることができる制度。

アウトソーシング：業務上必要とする資源やサービスを外部から調達すること。外部委託。

PFI事業：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業。Private Finance Initiativeの略称。

ESCO事業：省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、委託者の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証などにより委託者の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。Energy Service Companyの略称。

連結バランスシート：町単独ではなく関連団体（第三セクター等）を含め財政状況の全体像をまとめた貸借対照表。

第6章 参画と協働でつくるまち

～「ともにつくる べつかい」のための仕組みづくり～

□ 主要事業

健全な財政運営の推進	新公会計制度や連結決算を導入し、財政破綻に陥ることを未然に防止しながら、健全な財政運営を推進します。
------------	--

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
行政改革による経費などの削減効果額	千円	408,806	↗	↗
事務事業に満足している町民の割合	%	未実施	↗	↗
行政改革の取組みに満足している町民の割合	%	16.4	↗	↗
経常収支比率 [*]	%	88.7	↘	↘
実質赤字比率 [*]	%	0	→	→
連結実質赤字比率 [*]	%	0	→	→
実質公債費比率 [*]	%	18.2	↘	→
将来負担比率 [*]	%	140.2	↘	→

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 町民と行政の役割分担を明確にして、まちづくりに参画します。 町の行財政への関心を持ちます。 納税者の義務を果たします。 今後協働のまちづくりを進めていくためにさらなる情報公開を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体運営について、補助金などを財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。 町からのアウトソーシングや指定管理者制度などへの対応に努めます。

経常収支比率：財政の弾力性を表す指標、低いほど弾力性がある。人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。

実質赤字比率：一般会計の赤字をみる指標（財政4指標の一つ：地方自治体財政健全化法に基づく自治体の財政状況を把握する指標）、標準財政規模（自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標）に対する一般会計における赤字額の比率。

連結実質赤字比率：病院会計なども含めた全会計の赤字をみる指標（財政4指標の一つ）、標準財政規模に対する公営企業会計を含む全会計における赤字額の比率。

実質公債費比率：年間の借金返済額をみる指標（財政4指標の一つ）、標準財政規模に対する地方債元利償還金や一部事務組合・広域連合の償還金に対する負担金・補助金、債務負担行為などの債務の比率。

将来負担比率：将来の借金残高などをみる指標（財政4指標の一つ）、標準財政規模に対する町が将来負担すべき実質的債務の比率。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

(1) べつかい協働のまちづくり町民会議の提言

本会議は、町内から公募した委員に参加していただき、理想とするまちづくりに関するグループワークを行い、その結果を平成20年6月に総合計画への提案書としてとりまとめました。以下はその結果を抜粋したものです。

□ 将来に向けたキャッチコピー

生産性が高い豊かな産業の町
 世代が協働し、人に活力、町に安心と希望があふれる別海
 日本の食を支える町！（理由：別海町の存在意義は何ですか？ 実体ある町づくり）
 人を育てるまち 人と人がつながるまち（理由：各分野の人材育成が必要）
 みんなで働き、やる気で創ろう 輝くまちに べつかい
 我が町 どこに住んでも心を通わす町（副）ハイレベル・人と自然を次世代へ
 豊かな自然と共に生きる 人にやさしいまち 別海
 海の幸とミルクのまち べつかい（ひののはってん 産業はってん まちのはってん）

□ まちづくりにおいて重要な項目

産業の活性化

- ・生活していく上での基盤
- ・産業（一次産業）の活性化
- ・取巻く（関連）業種の活性化
- ・雇用の促進・安定 生活基盤の安定 町の発展に!!
- ・産業・商店街・観光の充実 食べて生きるため
- ・今ある産業の充実
- ・活力（産業）
- ・活力＝まちの基礎体力
- ・産業が大事
- ・別海町が自立するうえで貴重な財源である
- ・食料基地
- ・町の発展につながる
- ・バイオエネルギーや自然エネルギーの産業化

酪農

- ・酪農なら別海
- ・牧草地には、あまり農薬が使われていない
- ・広々とした牧草地の景観は、来訪者にとって安らぎを与える
- ・丘陵地帯に酪農が盛んに営まれ、放牧している牛が安心して、草を食んでいる
- ・環境整備が進んでおり、乳製品加工も盛んで、産業の生産性が高い
- ・農業を営み、生産性が上がっている
- ・乳製品・水産物への付加価値
- ・豊かな自然の再確認
- ・農薬の少なさをアピール
- ・薬品の使用をしない。その方法は？
- ・短期間の収益を重視しないで、長期的見地が必要
- ・草地改良ばかりに走らないで、土壌に合わせた見極めが必要

漁業

- ・海では、打瀬舟のホッカイシマエビ漁が行なわれ、ホタテやサケなどの水産物も豊富に取れる
- ・乳製品・水産物への付加価値

林業

- ・CO₂に関する植林
- ・植林を増やす
- ・植える木の工夫
- ・草刈の整備

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

観光・商工

- ・販売ルートの開拓
- ・分業化で2次、3次産業が活性化する
- ・1次産業をやりながら、観光に結びつける
- ・生産物の加工などで地域の特産物ができる
- ・商店街の充実
- ・滞在型観光 地元のものを食べられる施設
- ・酪農・漁業に体験型旅行者の受け入れ（ホームステイなど含む）
- ・ふるさと農園の開設
- ・地主制度の創設
- ・グリーンツーリズム（体験型観光）
- ・3次産業の活性化につながる
- ・野付半島
- ・サービスが充実していれば、人も増えるから
- ・田舎らしい景観で、観光のアピールポイントに！
- ・安心、安全の食品づくり

保健・医療・福祉

- ・医療や福祉が充実している
- ・地域の老人会活動が活発で、趣味に講じることは、心身ともに健康になる
- ・大所帯の家族構成だと、軽い病気であれば介護ができる
- ・年をとってもやれる仕事があることで、生きがいを持つ
- ・福祉ピンピンコロリ村
- ・生活を支えあう面で不可欠（サポート的側面）
- ・福祉施設の充実、病院建設？診療所化が良い
- ・シルバー＝安心して一生暮らせる
- ・福祉の充実、一人暮らしになっても住み続けられる町
- ・高齢になっても安心して外出ができる優しい町
- ・サービスが充実していれば、人も増えるから
- ・医療の充実・制度の充実・教育の充実
- ・予防医療の充実・福祉の充実・地域力

雇用

- ・働き口を確保することにより、人口が増える
- ・くらしが豊かになり、心が豊かになると、自然と笑顔があふれる
- ・定住化の促進
- ・雇用の促進・安定 生活基盤の安定 町の発展に!!

教育・文化・スポーツ

- ・親がやりがいを持って仕事をすれば、その背中を見て、子供は育つ
- ・2世代、3世代の家族構成で、思いやりの心が育つ
- ・動物や植物にふれる機会が多く、命の尊さを肌で感じる
- ・食物に対する価値観が育つ
- ・スポーツが盛んで、趣味などを学べる
- ・教育の充実
- ・老人の地方流出を防ぐためにも、生涯学習が必要
- ・生涯学習で人材育成。それにより、町づくりができるから！

つながり・交流・ネットワーク

- ・そもそも、すべてはつながっているんだという意識が必要
- ・人と人とのつながりを守るために地域が大事
- ・人が行きかう町
- ・マンパワーの充実
- ・子供とすれ違うとき挨拶が交わせるまち
- ・対話と交流
- ・競争社会でないまち
- ・各分野において、ネットワークが必要
- ・全体的に異分野のネットワークが必要
- ・分野単位でのネットワークなど
- ・コミュニティの充実が必要（医療＋産業＋教育）
- ・障がい者、高齢者、子供、若者、年齢や職業を超えて、世代が交流し、暮らしている
- ・高齢者と子供が交流していて、一緒に暮らすことができる
- ・世代のつながり
- ・ふれあいの町
- ・地域で助けあう環境づくり！
- ・子どもから年寄りまで集えるまち（活動センター的なもの）
- ・くらしが豊かになり、心が豊かになると、自然と笑顔があふれる
- ・産業の力・若い力・シルバーの力
- ・協働の力・ボランティアのまちづくり
- ・検証、評価をすること

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健康やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

環境

自然環境全般

- ・自然環境 = 豊かな自然を守る
- ・人も牛も摩周湖の伏流水を飲んでいる
- ・山がなく丘陵地帯のため、自然災害が少ない
- ・自然が豊かで、動物もたくさんいる
- ・白鳥や鶴が生息し、自然が生きている
- ・環境を汚さない産業 ~ どうやれば防げるか
- ・産業と自然が調和すること
- ・自然エネルギーの活用

河川環境

- ・ありのままの自然を生かした、環境が整備された町
- ・キレイな水など、産業を支える上で必要
- ・今あるこの素晴らしい景色を守ることが大事である
- ・川をきれいにする・植樹・ポイ捨てしない
- ・川は築堤がなく、自然蛇行している
- ・川の水が澄んでいてきれいで、サケが戻る
- ・川の本流ではなく支流の整備を
- ・河川敷を中心とした整備
- ・温暖化による海岸の保全
植林など
- ・CO₂に関する植林
- ・植林、街路樹を増やす
- ・植える木の工夫
- ・草刈の整備

人とまち 町の整備

- ・交通渋滞がなく、移動がスムーズにできる
- ・防災、安全が守られている
- ・安心・安全
- ・町の集落を守る、支所、出張所の存続
- ・路外の整備
- ・街灯、橋のモチーフ、街路樹など
- ・公共施設の外構整備
- ・集落の維持
- ・道路標識を多く
- ・街路樹を増やす
- ・役場庁舎の空きスペースの活用（地域会館含む）
- ・子供から年寄りまで集えるまち（活動センター的なもの）
- ・行政への不信感をなくす
- ・町財政のわかりやすい説明
- ・別海町の祭丁名を誰にでも解かり易いまち

(2) まちづくり地域懇談会・団体懇談会の提言

平成20年6月に、地域懇談会は地域住民の方に、団体懇談会は町内で活動している各種団体の代表者に参加していただき、今後のまちづくりへの要望・提案をお聞きしたものです。

□ 提言など

生活環境

- ・ 基盤分野・環境保全への取組みを (同2件)
- ・ 防風林の整備 (同2件)
- ・ ごみステーションの美化
- ・ ごみへの意識を向上させてほしい
- ・ シンボリックな花公園の整備
- ・ バイオガスの実用化を
- ・ ふくろうが住める森を
- ・ 河川の水質浄化
- ・ 花いっぱい運動の推進
- ・ 花などによる道路環境の美化
- ・ 高齢者などが外出しやすいよう歩道にベンチなどの休憩場所を
- ・ 自然公園の整備
- ・ 除雪を前提とした施設整備を
- ・ 商店の空き家を撤去すべき
- ・ 植林に対する支援を
- ・ 植林の推進
- ・ 森が豊かなまちに
- ・ 森づくりを進めてほしい
- ・ 石油への依存度を減らしてほしい
- ・ 川と海をきれいに
- ・ 走古丹への道路など災害危険箇所の整備
- ・ 太陽光発電を取り入れてほしい
- ・ 地域からの環境保全
- ・ 地域での美化・花いっぱい運動の推進
- ・ 地域協定での規制などゆとりあるまちづくり
- ・ 町としての環境保全に関する指針を
- ・ 町の環境対策の充実
- ・ 町境に案内看板の設置
- ・ 町内のどこにいるかわかる標識を
- ・ 町内の森林の保全
- ・ 都市計画の観点からのまちづくり
- ・ 道路の整備
- ・ 白鳥台のトイレの美化
- ・ 防雪柵の設置
- ・ 本流以外で1km以上の河川は町で河畔林を整備してほしい
- ・ 酪農家の理解のもと環境保全を

保健・医療・福祉分野

- ・ 子育て支援の充実 (同2件)
- ・ 70歳以上への医療的な補助を
- ・ AED設置場所マップの作成・配布
- ・ せめて社会福祉協議会の建物をバリアフリーに
- ・ 維持コストのあまりかからない病院経営を
- ・ 個人情報保護の関連で福祉に関する活動が制限されるので対応を
- ・ 後期高齢者医療制度導入に伴う町独自の補助制度を
- ・ 光進小中学校跡地を高齢者施設として活用
- ・ 高齢化社会においてボランティア精神は重要
- ・ 高齢者スポーツ大会への参加を
- ・ 高齢者向けの公営住宅の整備
- ・ 子を持つ親の連携やネットワーク化
- ・ 子育て家庭への経済的支援を
- ・ 手話講座を町主体で開催してほしい
- ・ 障がいを持った人が働ける町に
- ・ 身体障がい者が外出しやすい町に
- ・ 総合福祉センターの整備
- ・ 地域での見守り活動の充実
- ・ 町立病院の充実
- ・ 特養や老健施設への待機者対策を
- ・ 認知症の高齢者対策など福祉の充実
- ・ 尾岱沼の診療所の維持
- ・ 福祉面での個人情報保護の緩和を

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資
料
編

第6次別海町総合計画 ともしつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健康やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

<p>教育・文化・スポーツ分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者の確保 (同2件) ・環境教育の充実 (同2件) ・光進の教員住宅の再活用 (同2件) ・「遊ぼっと」の継続開催 ・カーリング場の確保が難しい ・スポーツ指導体制の充実 ・スポーツ施設など受益者負担を考えるべき ・スポーツ振興補助金の継続 ・パークゴルフ場の部分改修 ・プールのシーズン利用券で他のスポーツ施設も使えるようにしてほしい ・各施設の老朽化対策を ・学校の地域開放 ・競技スポーツとレジャースポーツを分けて振興すべき ・教職員は勤務する学校の近くに住むべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・光進小中学校跡地の生涯学習センターとしての活用 ・光進小中学校跡地を山村留学の施設として活用 ・空き教室の有効活用 ・公民館の充実 ・子育てからみて幼稚園・小学校の統廃合は難しいのでは ・少年団の遠征などに町有バスの貸し出しなど支援を ・人材育成が重要 ・多目的ドームの整備 ・地域センターなど施設の活用 ・町の身の丈にあった文化施設を ・特別支援教育の充実 ・廃校跡地を山村留学の施設として活用すべき ・廃線跡地を活用するなどサイクリングロードの整備 ・保育園統合についての住民説明をきちんとしてほしい ・陸上競技場の公認コースの更新を
--	--

<p>産業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光PRの強化 (同2件) ・体験型観光の充実 (同2件) ・地元企業への支援 (同2件) ・道の駅の整備 (同2件) ・グリーン・マリン・エコツーリズムの振興 ・バイオマスの活用 ・ファームステイや修学旅行生の受け入れを ・各企業の社会貢献はこれから重要 ・各産業の連携強化 ・環境に関する製品(ソーラーパネル)などを生産する企業の誘致 ・観光での鉄道公園の活用 ・後継者の育成 ・広域的に修学旅行生の受け入れ ・事業者は社会的責務を果たすべき ・自衛隊員を対象にした住民農園の整備 ・若者が働く場の確保 ・獣医師の確保 ・商業では売れないから高いといった問題がある ・商工業後継者対策の強化 ・商工業者の自助努力も大切 ・生協進出への対応策を ・生産だけではなく加工・販売まで町内ですべき ・千島列島の返還 ・滞在できる観光振興を ・大型商業施設進出への対応 ・地域特性を生かした観光振興を ・地元産品を販売する青空市場の開催 ・中小企業振興基本条例制定後に振興会議を開催してほしい ・地産地消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・町・商工業・酪農の連携 ・町全体が1つになれるような事業を ・町全体をあげてのイベントを ・町内での循環で経済が発展してほしい ・町内で循環する経済を ・町内事業所の従業員は町内に住んでほしい ・都市と農村の交流 ・働ける場の確保 ・道の駅の設置 ・農協と漁協の連携 ・農業後継者の結婚対策を ・乳業興社でのチーズなどの品質の安定 ・乳業興社を活用したブランド化 ・農業体験や加工体験など体験型観光の充実 ・農林水産業の振興 ・白鳥台を整備して野付半島への観光ルートの拠点に ・販路の拡大 ・尾岱沼に道の駅の整備 ・別海を全国1億2千万人のいやしの場所に ・別海十景を知っている住民がどれほどいるか ・別海町で「見る」「食べる」ものを明確に ・羅臼の観光協会のように公募で事務局長を公募するなど新しい手法を ・酪農だけでなく野菜など畑作の振興を ・酪農などかなりの生産力が町にあるのに活力を感じない ・酪農後継者確保対策の強化 ・酪農体験など修学旅行生の受け入れを ・離農後の生産施設などについて税制面で配慮するなどして保全し、次の入植者がすぐ活用できるように ・離農跡地の再活用
--	--

資料編

行財政・まちづくり・その他分野

- ・「べつかい」「べっかい」なのか町名の確定を
- ・「何を優先するか」明確にしてほしい
- ・「共生」をキーワードにまちづくりを
- ・「今年のしごと」(冊子)はよい
- ・アンケートでの「やや」と回答する層を踏まえた計画を
- ・イメージキャラクターやロゴを公募してはどうか
- ・こうした意見を言える場を確保すべき
- ・これからはハードではなくヒューマンウェアが重要
- ・まちづくりサロンなど団体同士が横につながる場所を
- ・移住対策の充実
- ・各団体の意見交換の場が必要
- ・活力のあるゆとりのあるまちづくり
- ・宮崎県のようにトップが町をPR
- ・子や孫の代までの長期ビジョンを
- ・支所を維持してほしい
- ・住民同士のふれあいのあるまちづくり
- ・人口が減少しないよう住みたくなる町に
- ・人通りのあるまちにしてほしい
- ・団体・町・住民の連携
- ・団体の活動をもっとPRしていかなければならない
- ・団体同士の連携が重要
- ・地域の人が連携して地域を元気づけるべき
- ・庁内の横の連携をしっかりとってほしい
- ・町での連結決算の公表を
- ・町職員のボランティア参加を
- ・住民が地元に向けてほしい
- ・別海町のマスコットキャラクターの制定

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

□ 審議会諮問・答申

平成20年9月8日

別海町総合計画策定審議会
会長 大槻文彦様

別海町長 水沼 猛

第6次別海町総合計画案について（諮問）

別海町における総合的かつ計画的な行政の推進を図るため、第6次別海町総合計画案について、貴審議会の意見を求めます。

記

- ・基本構想 別海町がめざす将来像を描き、人口などの指標や土地利用の方針を定めるとともに、分野別の施策の大綱を明らかにするもの。
- ・基本計画 基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、その実現に向けて必要となる基本的な施策を分野別に体系化するもの。

平成21年2月16日

別海町長 水沼 猛様

別海町総合計画策定審議会
会長 大槻文彦

第6次別海町総合計画案について（答申）

平成20年9月8日付で諮問のあった第6次別海町総合計画案については、行財政部会、民生部会、産業部会、建設部会、教育文化部会の5部会を設け、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。なお、各部会等での審議内容については別添のとおりとなります。

答申

平成30年度を目標とする本計画は、本町を取巻く社会情勢を十分に踏まえ、現状の見極めと将来の展望にたち、今後のまちづくりの方針や施策などを明記したものであり、適当と認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、下記事項に十分配慮され、その実現に向けて努められるよう要望します。

記

- 1 本計画の趣旨をあらゆる機会を通じて広く住民に周知徹底され、「協働」を基本に、計画的にその実現に向けて努力されたい。
- 2 計画の進捗状況については、毎年検証すべきであり、内部評価に留まらず、外部評価を実施し公表を願いたい。また、実施計画についても外部評価の導入を実施願いたい。
- 3 国、道、近隣市町及び関係機関などとの緊密な連携を図るとともに、民間活力の導入についても十分配慮され、より積極的な行政運営を推進されたい。
- 4 行財政の効率的な運営に努めながら、重点的な施策を優先的に推進されたい。

□ 第6次別海町総合計画 策定経過

日 程	内 容								
平成19年12月12日	別海町総合開発計画策定審議会条例の一部改正								
平成19年12月21日	第6次別海町総合計画策定業務 プレゼンテーション及びヒアリング								
平成19年12月28日	第6次別海町総合計画策定業務委託契約締結								
平成20年1月23日	第6次別海町総合計画進達式（オリエンテーション）								
平成20年2月7～8日	現計画達成状況シート記入説明会及び講演会（212名参加）								
平成20年2月12日	まちづくりアンケート発送 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>中高生</td> <td>配布 624通</td> <td>回収 582通</td> <td>回収率 93.2%</td> </tr> <tr> <td>一般町民</td> <td>配布 2,500通</td> <td>回収 1,008通</td> <td>回収率 40.3%</td> </tr> </table>	中高生	配布 624通	回収 582通	回収率 93.2%	一般町民	配布 2,500通	回収 1,008通	回収率 40.3%
中高生	配布 624通	回収 582通	回収率 93.2%						
一般町民	配布 2,500通	回収 1,008通	回収率 40.3%						
平成20年3月4～5日	トップインタビューの実施 町長、副町長、教育長								
平成20年3月4～7日	「現計画達成状況調査シート」 各課ヒアリング								
平成20年5月29日～31日	地区懇談会・各種団体懇談会 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>地区懇談会（別海・西春別・尾岱沼会場）</td> <td>72名参加</td> </tr> <tr> <td>各種団体懇談会</td> <td>72団体 72名参加</td> </tr> </table>	地区懇談会（別海・西春別・尾岱沼会場）	72名参加	各種団体懇談会	72団体 72名参加				
地区懇談会（別海・西春別・尾岱沼会場）	72名参加								
各種団体懇談会	72団体 72名参加								
平成20年6月19日	べつかい協働のまちづくり町民会議から提案書の提出 ～理想とするまちづくりへ向けて～ 《べつかい協働のまちづくり町民会議グループワークの集計》								
平成20年7月9日	基本構想（検討原案）作成								
平成20年7月14日～15日	マネジメントシート記入説明会開催（207名参加）								

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち
自然と共生するまち
健やかに暮らせる
福祉のまち
人を育てる学びのまち
快適で安全なまち
参画と協働でつくるまち
資料編

日 程	内 容
平成20年 7月15日	基本構想（事務局案）作成
平成20年 7月16日～31日	基本構想（事務局案） 各部・各課で検討
平成20年 8月20日～22日	第1回 策定委員会 開催 基本構想（事務局案）を検討し、基本構想（素案）を作成
平成20年 9月 1日	第1回 策定会議 開催 基本構想（素案）を検討し、基本構想（原案）を作成
平成20年 9月 8日	第1回 策定審議会 開催 委員の委嘱、策定審議会へ諮問 基本構想（原案）の検討
平成20年 9月30日	基本構想 議会説明 議会合同委員会へ概要説明
平成20年 9月30日	基本計画（検討原案） 作成
平成20年10月 3日	基本計画（事務局案）を作成し、各課及びべつかい協働のまちづくり町民会議へ検討依頼
平成20年11月11日	各課及びべつかい協働のまちづくり町民会議での検討後の基本計画（事務局案）作成
平成20年11月12日～14日	第2回 策定委員会 開催 基本計画（事務局案）を検討し、基本計画（素案）を作成
平成20年11月19日	第2回 策定会議 開催 基本計画（素案）を検討し、基本計画（原案）を作成
平成20年12月 1日	第2回 策定審議会 開催 基本計画（原案）を各部会毎に審議
平成20年12月 4日	総合計画（検討原案） 作成

資 料 編

日 程	内 容
平成20年12月4日	総合計画（事務局案）作成
平成20年12月5日 9日	第3回 策定委員会 開催 総合計画（事務局案）を検討し、総合計画（素案）を作成
平成20年12月10日	基本計画 議会説明 議会合同委員会へ概要説明
平成20年12月15日	第3回 策定会議 開催 総合計画（素案）を検討し、総合計画（原案）を作成
平成20年12月22日	第3回 策定審議会 開催 総合計画（原案）を各部会毎に審議
平成20年12月26日 ～平成21年1月9日	総合計画（原案）パブリックコメントの実施
平成21年1月28日 30日 2月2日	第4回 策定委員会 開催
平成21年2月6日	第4回 策定会議 開催 庁内最終原案決定
平成21年2月16日	第4回 策定審議会 開催 審議会から町長へ答申
平成21年2月23日 24日	事務事業棚卸し調査説明会 開催（170名参加）
平成21年2月26日	総合計画 議会説明 議会全員協議会へ概要説明
平成21年3月10日	総合計画（基本構想）議会へ提案
平成21年3月18日	別海町総合計画（基本構想）町議会議決

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

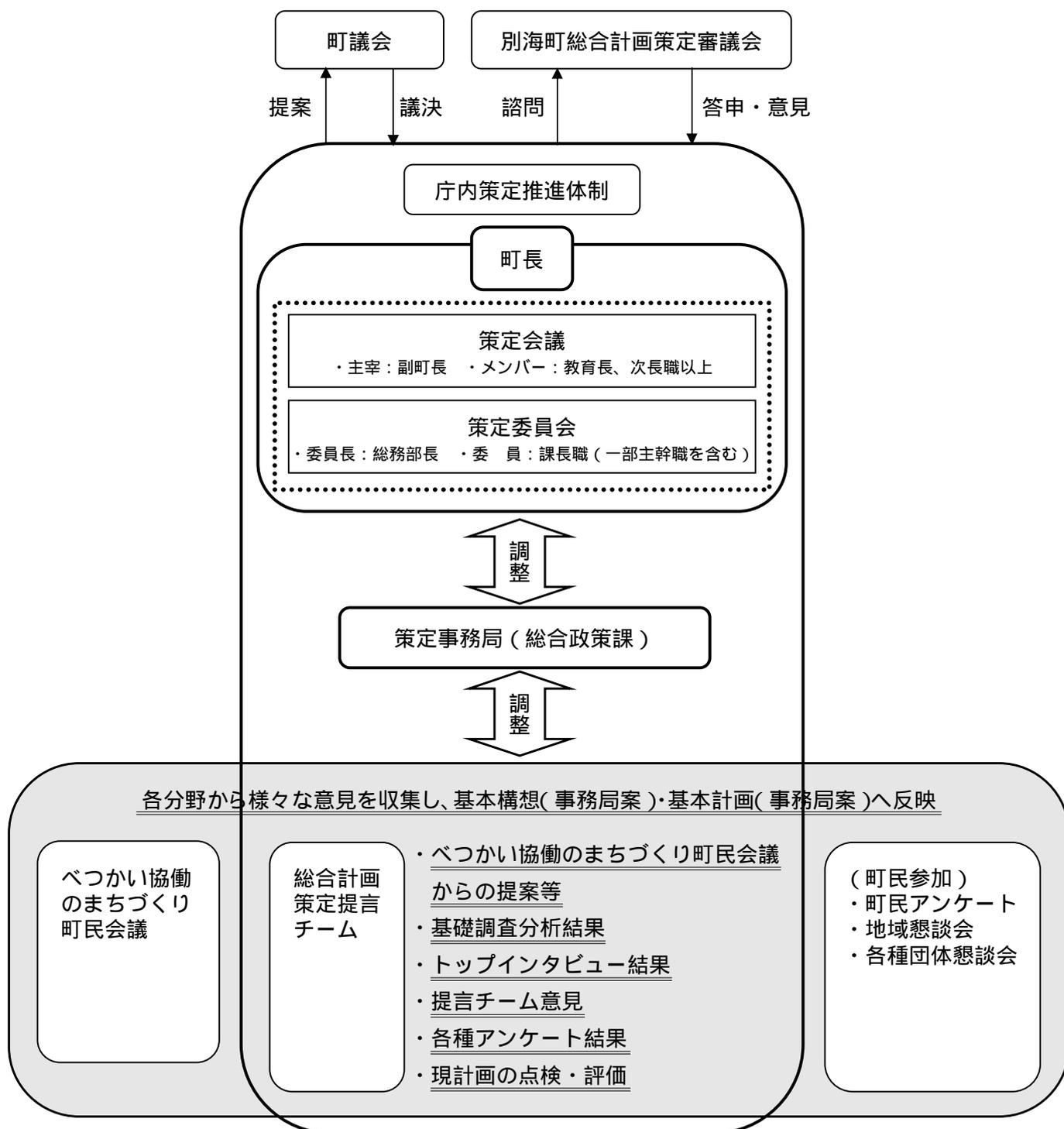
快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資
料
編

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

□ 策定体制（イメージ図）



活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 策定組織の構成

【別海町総合計画策定会議】

主 宰	メ ン バ ー
副町長	教育長、総務部長、総務部長代理、福祉部長、福祉部次長、福祉部次長、産業振興部長、産業振興部長代理、建設水道部長、建設水道部次長、教育部長、中央公民館長、図書館長、農業委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、消防署長、消防署副署長 19名

【別海町総合計画策定委員会】

委員長	部会名	委 員
総務部長	行財政部会	総務課長、総務部長代理、総務課特命課長、監査委員会事務局長、総合政策課長、財政課長、西春別支所長、尾岱沼支所長、出納室長、消防署管理課長、消防署予防課長、消防署警防課長、西春別支署長 13名
	民生部会	福祉課長、福祉課介護・支援担当課長、福祉部付課長、町民課長、保健課長、母子健康センター師長、特別養護老人ホーム施設長、デイサービスセンター長、老人保健施設事務長、別海病院事務課長 10名
	産業部会	農政課長、環境特別推進室長、水産みどり課長、商工観光課長、町民課長 5名
	建設部会	管理課長、事業課長、建築課長、上下水道課長、上下水道課特命課長 5名
	教育・文化部会	学務課長、生涯学習課長、社会体育課長、中央公民館副館長、西公民館長、東公民館長 6名

【別海町総合計画策定提言チーム】

各課等から選出	47名
---------	-----

【べつかい協働のまちづくり町民会議】

座 長	メ ン バ ー
会 長	べつかい協働のまちづくり町民会議委員 61名

【策定事務局】

事務局 長：総合政策課長 事務局次長：総合政策課主査 事務局 員：担当 4名

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資 料 編

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

□ 別海町総合計画 策定審議会委員

(敬称略)

会長：大槻文彦 職務代理者：木嶋扶佐美

行財政部会

	氏名	所属団体等
部会長	山崎 宏	西春別駅前地区まちづくり委員会 委員長
副部会長	木嶋 悦寛	べつかい協働のまちづくり町民会議 事務局員
	臼田 誠治	尾岱沼連合町内会(まちおこし推進部) 会長
	大槻 文彦	別海町町内会連絡協議会 会長
	菅野 晴康	別海町防犯協会 副会長
	丹羽 謙司	別海町消防団第一分団 分団長
	丹羽 孝	別海町交通安全協会 監事
	山口 寿	別海町未来塾 会長

民生部会

	氏名	所属団体等
部会長	吉野 宮子	べつかい協働のまちづくり町民会議 副会長
副部会長	森田 正治	野付半島ネイチャーセンター センター長
	石橋 憲幸	ふるさと別海の自然環境と景観を考える会 事務局
	今西 榮子	別海町消費者協会 会長
	木嶋 扶佐美	別海町民生委員児童委員協議会 副会長
	木嶋 加寿美	福祉関係識見者
	三原 眞佐子	別海町ボランティア連絡協議会 会長
	村上 正喜	エネルギー関連識見者

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健康やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

資料編

産業部会

	氏名	所属団体等
部会長	橋本 淳一	別海町商工会 会長
副部会長	山田 年成	別海町森林組合 参事
	押田 榮司	べつかい協働のまちづくり町民会議 会長
	木幡 栄子	別海町女性農業士会 会長
	佐藤 一雄	別海町漁業協同組合連絡協議会 会長
	戸田 邑江	別海町観光協会 会長
	松田 寅義	別海町農業委員会 会長
	吉田 達夫	別海町内農協連絡協議会企画会議 座長

建設部会

	氏名	所属団体等
部会長	佐藤 浩二	べつかい協働のまちづくり町民会議 副会長
副部会長	佐々木 薫	別海町建設業協会21世紀会 会長
	寺井 範男	別海町建設業協会 副会長
	千葉 直樹	別海町商工会青年部 部長
	穴戸 清子	別海町商工会女性部 部長

教育・文化部会

	氏名	所属団体等
部会長	今西 和雄	別海町教育委員会 委員長
副部会長	清水 浩光	別海町文化連盟 事務局長
	大井 誠一郎	別海町内小中学校校長会 会長
	品堀 甚一	別海町体育指導委員 委員長
	安部 克寿	別海町青年団体連絡協議会 会長
	島崎 美智子	別海町女性団体連絡協議会 会長

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

□ 用語索引

	用 語	内 容
あ	アウトソーシング	業務上必要とする資源やサービスを外部から調達すること。外部委託。
	新しい公共空間	これまで行政が担ってきた「公共」(地域の公共サービスなど)を住民、地域組織や民間団体など様々な主体と協働して「公共」を形成すること。例えばこれまで福祉サービスは行政を中心に行われてきたが事業者・地域団体・ボランティア等によって必要とするサービスを補う考え方。
	1.1kg/人/日	灯油換算18ℓ タンクで32個分(576ℓ)
	AED	自動体外式除細動器。けいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。
	ALT	外国語指導助手。
	エコツーリズム	自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かした余暇活動。
	ESCO事業	省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、委託者の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証などにより委託者の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。Energy Service Companyの略称。
	NPO (Nonprofit Organization)	民間非営利団体。
	汚水処理人口普及率	住民基本台帳人口に対する汚水処理施設(公共下水道、農業・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽などトイレの水洗化や生活雑排水を処理する施設)を使用できる状態にある人口の割合。汚水処理人口普及率が高いほど環境整備が進んでいるといえる。
か	救急救命士	救急現場や救急車内において、気道の確保、心拍の回復、輸液処置などといった救急救命処置に関する医療行為を医師の指示のもとで行うことができる救命士。
	京都議定書	1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素など6種類の温室効果ガスに

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

健やかに暮らせる
福祉のまち

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

資料編

	用語	内容
		についての排出削減義務などを定めた議定書のこと。
	クリーン農業	化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限に抑え、さらに総窒素施用量にも制約を設け、有機物施用などによる健康な土づくりを進める環境に配慮した農業。
	グリーンツーリズム	農村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	ケアマネジメント	福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこと。
	経常収支比率	財政の弾力性を表す指標、低いほど弾力性がある。人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。
	建設海岸	侵食の恐れのある海岸を守るための海岸保全区域の区分の1つ。国土交通省が管轄。
	高規格救急車	救急救命士などの行う救命処置が十分できるように、従来の救急車に比べて活動しやすい車内空間と必要な資器材を備えた救急車。
	合計特殊出生率	一人の女性が一生涯に生むとされる平均子ども数。人口動態保健所・市区町村別統計（平成21年発表）において、全国では1.31、別海町では1.85。
	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。
	コミュニティ活動	地域社会において行われる活動。
	コントラクター	農作業の一部を代行して料金収入を得る組織。
	コーホートセンサス変化率法	人口推計方法の1つ。同時出生集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法。
さ	災害時要援護者	災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には障がい者、傷病者、高齢者など。
	産業クラスター研究会	地域の企業等が連携して新産業の創造など地域産業の発展に向けた研

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち
自然と共生するまち
健やかに暮らせる
福祉のまち
人を育てる学びのまち
快適で安全なまち
参画と協働でつくるまち
資料編

用語	内容
	究を行う会。クラスターとは、ぶどうなどの房を指し、転じて群れ・集団を表す。
3R	廃棄物などの発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再生使用（リサイクル・Recycle）をいう。
自然エネルギー	太陽光、風力、水力といった自然現象を利用するエネルギー。
実質赤字比率	一般会計の赤字をみる指標（財政4指標の一つ：地方自治体財政健全化法に基づく自治体の財政状況を把握する指標）。標準財政規模（自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標）に対する一般会計における赤字額の比率。
実質公債費比率	年間の借金返済額をみる指標（財政4指標の一つ）。標準財政規模に対する地方債元利償還金や一部事務組合・広域連合の償還金に対する負担金・補助金、債務負担行為などの債務の比率。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO法人など法人その他の団体に代行させることができる制度。
指導者登録制度	町内の体育指導委員や各種スポーツ団体の指導者を一括登録・管理し、個人情報厳守のもと、情報を提供するほか各種事業に派遣する制度。
市民活動	営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、自発的かつ継続的に行われる活動。宗教活動や政治活動を主な目的とする活動は含まない。
集約放牧	牧草地を小さく区切って放牧することにより、栄養価の高い短草状態で草地を利用すること。
将来負担比率	将来の借金残高などをみる指標（財政4指標の一つ）。標準財政規模に対する町が将来負担すべき実質的債務の比率。
新エネルギー	バイオマスエネルギーや太陽光、風力、水力といった自然現象を利用する再生可能なエネルギー。
新酪農村	昭和38年から昭和48年までに建設されたパイロットファームよりさらに大規模で近代的な酪農村。
森林吸収源対策	森林を整備して二酸化炭素の吸収量を高めていく対策。（京都議定書

資 料 編

	用 語	内 容
		におけるわが国の温室効果ガスの削減目標 6 %のうち3.8%は森林による吸収を目標としている)
	森林の持つ多面的機能	森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、木材の生産等の機能。
	性差	男女の性別による違い。生物的な違いだけではなく、職業適性や価値志向の違いなどの社会的、心理的差をもいう。
	生産年齢人口	15歳以上65歳未満の人口を指す。0歳以上15歳未満は年少人口。65歳以上は高齢者人口。
	線形改良	急なカーブを緩やかにするなど道路を通行しやすく改良すること。
	総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営し、地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。
	総合スポーツセンター	体育館、陸上競技場、野球場、温水プールなどから構成されるスポーツ施設。
た	WTO (世界貿易機関)	貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた地域在住の高齢者に対する保健・福祉・医療の向上、及び安定した生活のために必要となる援助や支援を包括的にを行う機関。
	地域ポータルサイト	地域社会を基盤とするインターネットを介した情報交流の場。本町では地域ポータルサイトとして「べつかいテレビ (BTV)」を別海町マルチメディア館が運営している。
	地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。
	長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)	75歳以上または65歳以上で一定の障がいがあると認められた人が被保険者となる公的医療保険制度。
	TMR (Total Mixed Ration) センター	粗飼料と濃厚飼料を適切な割合に混合し、必要な養分を十分供給できるような飼料を調製する施設。
	定住自立圏構想	広域連携のひとつで地域住民が定住できるよう市町村間で協定を結び、医療など生活に必要な都市機能を確保する構想。
	低炭素社会	温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出量を最小化する社会のこ

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

資料編

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち
自然と共生するまち
健康やかに暮らせる
福祉のまち
人を育てる学びのまち
快適で安全なまち
参画と協働でつくるまち
資料編

	用語	内容
		と。
	電子自治体	行政事務の効率化や行政情報の電子データによる提供のほか、住民や事業者の利便性向上と負担軽減を図るため各種申請や届け出、公共事業や調達の入札、納税などの手続きをインターネット上で行えるなど自治体業務の情報化。
	道州制	地方分権の一環として検討されている制度。都道府県をまとめ、「道」あるいは「州」という単位にし、財政基盤の強化と行政のスリム化をめざす。
	特定健康診査	生活習慣病の予防を目的に40歳以上の健康保険加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。
	特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病になる危険性に応じて3つのレベル（積極的支援、動機づけ支援、情報提供）に分けられ、そのレベルに応じて実施される保健指導。
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や学習活動に向けた主体的な取り組みを支援する教育。
な	日豪EPA	日本とオーストラリア間のFTA（自由貿易協定）を柱とするEPA（経済連携協定）。
	尿糖陽性妊婦率	妊婦一般健康診査の尿検査（尿糖）で尿糖が陽性と判定された妊婦割合。
	ねむる自然の番人宣言	根室管内に住む人々が、自然の番人として廃棄物の不法投棄やポイ捨てを防止し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的とした宣言。
	ノーマライゼーション	障がい者と健常者がお互いに特別に区別されことなく等しく社会生活を共にするのが正常なこととする理念。
	農地海岸	農地を波浪による浸食等から守るために指定される海岸保全区域の1つ。農林水産省が管轄。
は	バイオマス	家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。
	バイオマスタウン構想	別海町の主幹産業である酪農業に起因するバイオマス（家畜ふん尿）

資料編

	用語	内容
		を効率的に利活用し（バイオガスの利用など）、環境保全型酪農の構築とエネルギー自給をめざす構想（平成17年度公表）。
	パイロットファーム （Pilot farm）	昭和30年から世界銀行の融資のもと、近代的な機械を使い、大規模な酪農専業経営の実現をめざしたもの。正式名称「根釧機械開墾地区建設事業」。
	ハザードマップ	平常時から災害に備えて取るべき対策や災害時における安全かつ確かな避難行動に役立つ情報を記載した地図。
	HACCP	食品の安全性の確保と品質管理の高度化に向けた国際的な食品衛生管理手法。Hazard Analysis and Critical Control Point。
	パブリックコメント	公的な機関が計画などを策定する際に、事前に広く意見などを求める手続。
	バリアフリー化	障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと。
	PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。Private Finance Initiativeの略称。
	PFI事業	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業。Private Finance Initiativeの略称。
	フットパス	遊歩道、散策路、ハイキングなどで歩く人のための道、歩くことを楽しむための道。
	ブロードバンド	高速な通信回線の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。
	別海十景	町内で特に優れた自然・景観を有する場所を別海十景に指定。野付半島、野付湾、野付半島原生花園、トドワラ、白鳥台、風蓮湖、茨散沼、ヤウシュベツ川河口、町立小野沼公園、新酪農村展望台の10箇所。
	ホスピタリティ	心のこもったもてなし。手厚いもてなし。
	ポータルサイト	インターネットを介した情報交流の場。
ま	マリンツーリズム	漁村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	無線LAN	無線通信でデータの送受信をするネットワークのこと。

活力ある産業のまち

自然と共生するまち

福祉のまち
健やかに暮らせる

人を育てる学びのまち

快適で安全なまち

参画と協働でつくるまち

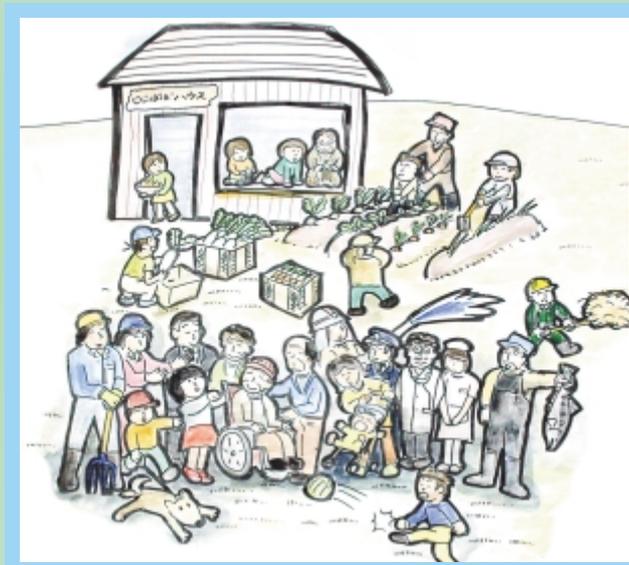
資料編

第6次別海町総合計画 ともにつくる べつかい創造プラン

活力ある産業のまち
自然と共生するまち
健やかに暮らせる
福祉のまち
人を育てる学びのまち
快適で安全なまち
参画と協働でつくるまち
資料編

	用語	内容
や	ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる、だれにでも使いやすい施設・製品・情報の設計。
	ユビキタス社会	「いつでも・どこでも・だれでも」がコンピューターネットワークを始めとしたネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。
	U・J・Iターン	U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること」、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること」、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。
ら	ライフステージ	幼少年期、青年期、壮年期、老年期など人間の一生の段階区分。
	酪農ヘルパー	酪農家に代わって牛の世話をする仕事。
	ラムサール条約	湿地の生態系を守る目的で1971年に制定された湿原の保存に関する国際条約。
	ラムサール条約登録湿地	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき、締結国が国際的な基準に従って湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。
	リピーター	繰り返し訪れる人。
	レセプト	医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。
	連結実質赤字比率	病院会計なども含めた全会計の赤字をみる指標（財政4指標の一つ）、標準財政規模に対する公営企業会計を含む全会計における赤字額の比率。
	連結バランスシート	町単独ではなく関連団体（第三セクター等）を含め財政状況の全体像をまとめた貸借対照表。

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい



北海道 別海町

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
TEL.(0153) 75-2111